

平成25年6月第2回八街市議会定例会会議録（第4号）

.....
1. 開議 平成25年6月7日 午前11時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 小 高 良 則
- 22番 中 田 眞 司

.....
1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美

市民部参事(事) 国保年金課長	小 出 聰 一
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
学校給食センター所長	加 瀬 芳 之
総務部参事(事) 総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事) 農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第4号)

平成25年6月7日(金) 午前11時開議

日程第1 議案の上程
議案第9号
提案理由の説明

日程第2 一般質問

日程第3 休会の件

議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

陳情2件につきましては、その写しを配付しておきました。

石井孝昭議員より一般質問参考資料の配付依頼があり、許可したので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第9号の提案理由の説明を求めます。

市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、八街市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてでございます。

それでは、提案いたしました議案についてご説明いたします。

議案第9号は、八街市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてでございます。これは、国から防災・減災事業や一層の地域経済の活性化といった地域の課題に迅速かつ的確に対応するための当面の対応策として、国の給与減額支給措置を踏まえて国に準じて必要な措置を講ずることの要請、及び、地方交付税の削減措置に伴う市民サービスの低下を避けるため、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職員並びに特別職の職員及び教育長の給与減額支給措置を実施するものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

議長（中田眞司君）

以上で説明が終わりました。

議員の皆様申し上げます。今、議題となっている議案第9号の議案質疑は、10日の午後2時までに通告書を提出するようにお願いいたします。

日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

石井孝昭君

誠和会、石井孝昭でございます。

先ほどはベルギー王国の大使閣下が八街市に来庁され、この議場にてスピーチをいただきました。八街市にとっても文化交流、国際交流、経済交流はとても意義のある大切なことであると思います。また、日頃から社会福祉にご貢献されておられますグランプラスの野村社長におかれましては、今回の橋渡し役に一役買っていただきましたこと、心から御礼を申し上げます。本日を機に、今後、八街市とベルギー王国、日本国とベルギー王国と

の交流がさらに深まることをご期待申し上げ、一般質問に入らせていただきます。

今回は農業振興について、教育問題についての質問をさせていただきます。

質問事項1、農業振興について。

質問要旨（1）国の農林水産業の成長戦略における本市の取り組みについて、ご質問いたします。

安倍晋三首相は5月17日、農業分野などの成長戦略について、10年後をめどに農業農村の所得倍増目標を掲げると表明し、21日に農林水産業・地域の活力創造本部の設置を閣議決定いたしました。この所得倍増は、6次産業化を軸に担い手への農地集積や輸出促進などの施策を展開し、今現在の農業生産額9.4兆円のうちの農業所得3兆円の基準の倍の6兆円に拡大する構想であります。安倍政権の経済戦略「アベノミクス」や輸出拡大によって農業・食料関連産業の生産額も年率2パーセントの成長を見込んでおります。今後の検討課題としては、農林水産業を成長産業にする方策、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承する方策、食の安全、消費者の信頼を確保する方策などの設定をしております。

しかしながら、TPP交渉参加問題との整合性が問われております。甘利経済再生兼TPP担当大臣は、国内対策でやるべきことはしっかりやっていると述べており、菅官房長官も同様の発言をしております。TPP交渉参加は10月に大筋合意し、年内に妥結するとの目標を掲げており、目標どおりに進展すれば同、本部での検討に影響を与えるのは必至であります。

そのような中、八街市の基幹産業である農業もさまざまな見地から岐路に立たされていることは周知の事実であります。今回の所得倍増施策を実現させていくためには、本市に合った具体的な展開が求められていくものと思われれます。

そこでお伺いいたします。

国の農林水産業の成長戦略における本市の取り組みについて、お聞きいたします。

質問要旨（2）野菜生産出荷安定法における本市の指定野菜について、ご質問いたします。

東京、大阪、名古屋などの大消費地で形成される野菜の価格が全国の野菜の価格に大きな影響を与えることから、全国の主要消費地と主要産地を対象に需要に見合った安定的な供給の確保と国民消費生活の安定を図るため、1966年、野菜生産出荷安定法が制定されました。これは、需要見通しに即応した野菜指定産地の計画的整備と、野菜生産出荷安定資金による低落時の価格補給制度を内容としております。また、都市化の進展につれて、野菜を安定供給することの重要性は増大しております。このため、野菜生産出荷安定法に基づき、主要野菜について野菜指定産地及び指定消費地域、野菜の消費上、重要で相当の人口を有する都市部及びその周辺の地域を定めております。指定産地は当該指定野菜の出荷数量の2分の1以上を指定消費地域に出荷する義務を負うかわりに、出荷品目の価格が一定以下に下落した場合に、野菜供給安定基金を通じて生産者補給金が交付されるなどの特典があります。まさに、不安定な価格変動は、野菜農家の経営の発展にも国民消費生活の安定にも大きな阻害要因となっております。

そこでお伺いたします。野菜生産出荷安定法における本市の指定野菜について、お聞きいたします。

質問要旨（３）春ニンジンにおける野菜指定産地の指定への取り組みについて。

本市においては、グリーンやちまたで、間もなく新しい集選果機が導入されます。これのメインは秋冬ニンジンの対応であります。夏の風物詩でありますスイカにかわり、最近では春ニンジン、春夏ニンジンの供給が伸びていることが見受けられます。また、新しい集選果機も春ニンジン対応になっているとお聞きしております。この要因としては後継者不足や更新機械の導入の難しさなどが挙げられておりますが、春ニンジンの需要、供給が伸びてくれば、本市の農業振興で力を入れているニンジンのブランド化に大きく近づくのではと思っております。

そこでお伺いたします。春ニンジンにおける野菜指定産地の指定への取り組みについて、お聞きいたします。

質問要旨（４）耕作放棄地の具体策について。

政府は、今月にまとめる農業成長戦略の中で、今後１０年間で担い手の農地利用を全農地の８割にするとの目標を掲げる方針を示しております。耕作放棄地の解消は、まさに農地の利用集積と表裏一体であり、具体的な解消策が求められております。そのような中で、農林水産省は、担い手に農地が集められるように都道府県単位に農地中間管理機構を設置し、耕作放棄地対策強化を打ち出しました。これは、耕作放棄地の所有者に対し、農業委員会が機構に利用権の設定をするよう促す仕組みで、基盤整備に係る費用は全て機構が負担するというものであります。本市の農業問題においても担い手不足は否めない状況であり、担い手不足と耕作放棄地の解消は喫緊の課題であります。

そこでお伺いたします。本市の耕作放棄地の具体策について、お聞きいたします。

質問事項２、教育問題について。

質問要旨（１）児童生徒の学力の現状と向上策について、ご質問いたします。

５月３１日、今議会開会日後の全員協議会の中で、市内小・中学校の児童生徒の学力の現状の説明がありました。平成１８年の教育基本法改正により、平成２３年度から小・中学校で全面実施される新学習指導要領の中では、子どもたちの現状を踏まえて、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体といった、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を一層育むことを目指し、知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視しております。また、道徳教育や体育、武道などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することを教育の基本的な考えに掲げております。授業時間については、小学校では国語、社会、算数、理科、体育の授業を６年間で１割増加、中学校では３年間で１割増加と、教育内容の充実に向けた取り組みがなされております。

先般の説明のとおり、平成２４年度千葉県標準学力テストの結果では、八街市の児童生徒の学力は、小学校は県平均を１００として９６から９９、中学校では８８平均という結果でありました。国家百年の計は教育にありとも言われる時代の中で、これからの八街市の将来

を担う子どもたち、児童生徒の学力向上は、本人やご家族にとってはもとより、本市の将来にとっても重要な課題であります。

そこでお伺いいたします。児童生徒の学力の現状と向上策について、お聞きいたします。

質問要旨（２）平成２４年度の不登校児童生徒の現状について。

平成２４年５月に発表された千葉県学校基本調査結果によれば、八街市の不登校の児童生徒の数は、残念ながら千葉県ワーストという状況が発表されました。

文部科学省学校基本調査で定義している不登校児童生徒は、年間に通算３０日以上欠席が認められ、何らかの心理的・情緒的・身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくてもできないという状況にあるもので、病気と経済的理由を除くとしております。２０１１年度の全国の不登校児童生徒は２万２千６２２人、中学生は９万４千８３６人で、小学生・中学生とも、高学年に向かえば向かうほど不登校児童生徒は増えております。

そこでお伺いいたします。平成２４年度の不登校児童生徒の現状について、お聞きいたします。

質問要旨（３）平成２５年度の不登校児童生徒の改善対応策について、ご質問いたします。

不登校問題は、精神疾患や発達障害を起因とするものや、経済的困窮を含む家庭生活等の問題が大きいと言われております。それにより精神的・情緒的混乱や無気力、学力不振につながり、学校に足が向かなくなるという負のスパイラルに陥ることが原因と言われております。

平成２１年７月、いわゆるニートやひきこもり等、困難を有する子ども・若者への支援を内容とする子ども・若者育成支援推進法が成立し、これを受けて、内閣府は平成２２年に子ども・若者支援地域協議会体制整備モデル事業を実施し、全国に普及させております。これは、子ども・若者が抱えるさまざまな問題状況に応じて適切な支援を行い、修学や就労、その前の段階としての社会参加等、自立へと導くことを目的としております。

八街市教育委員会では、今年度より魅力ある授業を展開していくために、学力向上プロジェクトを推進しております。

そこでお伺いいたします。平成２５年度の不登校児童生徒の改善対応策について、お聞きいたします。

質問要旨（４）いじめ問題の現状と対策について。

平成２４年度の文部科学省発表のいじめ認知件数は、小学校は３万６千９０９件、前年より２千２００件増加、中学校は３万３千３２３件、前年より１千２００件増加となっており、いじめの件数は増加しております。また、いじめにより不登校になる児童生徒は年々増えてきております。文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によると、いじめを受けた生徒の中では、学校に行くのが苦痛になる、さらには、死にたくなるといった声の大きいことが挙げられております。また、昨年行われた文部科学省のいじめの実態に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況にかかる緊急調査

の結果では、平成24年度は前年度、平成23年度の7万人から、倍の14万4千件のいじめ認知件数がありました。このデータから読み取ると、いじめが表面に出てくるのは一部で、まだまだ潜在的なものが隠れていることが推測されます。

そこでお伺いたします。本市のいじめ問題の現状と対策について、お聞きいたします。

以上で登壇しての質問を終了いたします。ご答弁をよろしくお願いたします。

○市長（北村新司君）

個人質問12、誠和会、石井孝昭議員の質問に答弁いたします。

初めに質問事項1、農業振興について答弁いたします。

(1)ですが、国では農林水産業の強化や民間投資の拡大などを柱とする成長戦略を本年5月に発表したところでございます。農業分野につきましては、若者が希望を持って働きたいと思える強い農業を作り上げるとしているほか、生産から加工、流通までを担う6次産業化市場を現在の1兆円から10年間で10兆円に拡大したいとし、農業・農村全体の所得を10年間で倍増させる目標を掲げております。また、農地を集積して生産性を高めるため各都道府県に農地の中間的な受け皿機関を創設し、民間企業を含めて貸し付けるとしております。国や県からはまだ具体的な施策に関する情報が示されていない状況でございますので、施策等が示され次第、本市の取り組みにつきまして検討してまいりたいと考えております。

次に(2)ですが、野菜生産出荷安定法に基づき野菜指定産地から共同出荷される千葉県指定の大根、キャベツ、タマネギ、ニンジン、レタス、ネギ、トマト、キュウリ、バレイシヨの9品目の指定野菜を対象に、価格の低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するために、野菜生産出荷安定事業として価格補償を受けることができます。本市としましては、昭和45年度に秋冬大根、昭和52年度に冬ニンジン、平成14年度に夏秋トマトの3品目の指定産地としての指定を受けており、各作物ごとの価格補償の状況につきましては、夏秋トマトが平成21年10月から11月出荷分について約3千400万円、冬ニンジンにつきましては平成23年11月から12月出荷分について約1千700万円、秋冬大根は平成24年11月から12月出荷分について約18万円の価格補償が実行されております。

次に(3)ですが、野菜生産出荷安定法に基づき、現在、春夏ニンジンの野菜指定産地を受けるべく、候補地概要書を県に提出しているところでございます。本市の春夏ニンジンは、農業者の高齢化に伴い減少しつつあるスイカの作付にかわる品目として作付も増えており、グリーンやちまたのニンジン選果機の更新にあわせて行ったアンケート調査の結果から、新たに取り組む意欲のある生産者も多く、春夏ニンジンの産地としての展開が進んでおります。そのためにも平成25年度の野菜指定産地取得に向けて、県との協議を引き続き重ねてまいりたいと考えております。

次に(4)ですが、市内の耕作放棄地の状況といたしましては、平成23年度に実施しました調査では畑で213ヘクタール、田で87ヘクタール、合計で300ヘクタールであり、平成24年度の調査では畑で198ヘクタール、田で70ヘクタール、合計で268ヘクタールとなり、32ヘクタールが解消されたところでございます。

これらの耕作放棄地対策としては、農業委員会において必要な指導をしているほか、市においても農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者等に対し、農地を集め、耕作がされていない農地の利用を図るため、昨年度から農地の借受者に対し奨励金を交付し、農地の利用集積が活発に行われよう進めております。また、今年度は、耕作放棄地の再生利用を目的とした、国・県の補助事業を活用し、耕作放棄地の減少に努めてまいりたいと考えております。具体的には、耕作放棄地であると判定された農地を5年以上の利用権を設定し借り受け、荒れた農地を再生し耕作を行えば支援を受けられる耕作放棄地再生利用緊急対策事業、及び酪農家等の自給飼料生産組織が自給飼料の生産拡大を目的に耕作放棄地を再生した場合、共同機械の導入に対し支援を受けられる飼料生産拡大整備支援事業を活用し、利用権の設定4ヘクタールを目標に耕作放棄地を再生してまいりたいと考えております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項2、教育問題について答弁いたします。

(1) ですが、学力の現状について、平成24年度の千葉県標準学力検査では、市内小学校3校において県の平均を上回りました。全体としても、小学校については県の平均に近い点数を取っております。中学校については、県平均に10点ほど低い数値ですが、昨年度に比べ、3校が平均点を上げております。この結果につきましては、学習の意欲化が図られてきていることが要因であると考えます。児童生徒一人ひとりの基礎基本の定着を図り、確かな学力を育むため、平成21年度より学力向上プロジェクトチームを立ち上げております。今年度は各学校の実態に応じて取り組みの具体目標や数値目標を設定した学力向上プランを作成し、魅力ある事業を推進しております。また、市独自の学力調査テストを年に2回実施し、事業の改善等に活かしております。千葉県標準学力検査において、県平均を超えることを目標に置き、生きる力の土台となる学力向上への継続的な取り組みを行ってまいります。

次に、新学習指導要領実施による児童生徒の変容について、お答えします。

市教育センターでまとめた各校の研究総括によりますと、小学校においては、児童生徒の興味・関心の高まりや、言語活動の充実に伴う思考力・表現力の向上に成果が見られました。課題としましては、指導内容の増加に伴う復習時間の確保が挙げられます。中学校では、言語活動の充実に伴うコミュニケーション能力の向上、武道必修化による礼儀面での向上という成果が見られるようになりました。一方、授業時間の増加により減少した課外活動の時間確保や新学習指導要領に沿った教材、教具の整備が課題となっております。新学習指導要領に即した授業づくりを推進していくために、各中学校区で学習内容のつながりを意識した合同研修会を実施しております。今後も、これまでの課題を中心に、さらなる充実を目指して取り組んでまいります。

次に(2)ですが、平成24年度の市内小学校における不登校の人数は36名であり、前年度と同数です。しかしながら、児童数の減少により不登校率は0.96パーセントで、前年度より0.06パーセント増加しております。一方、平成24年度の市内中学校における不登校の人数は134名であり、前年度より28名減少しております。生徒数が減少してお

りますが、不登校率は5.87パーセントで、前年度よりさらに0.93パーセント下がっております。

次に（3）ですが、不登校に対する未然防止につきましては、各学校において魅力ある学校づくりを推進してまいります。魅力ある学校づくりとは、学校をさまざまな活動を通して自己有用感の持てる場、わかる喜びを知り、主体的に学習できる場とすることです。そのことで児童生徒の登校意欲を育てていきます。一方、不登校児童生徒に対する対応といたしましては、各担任が家庭訪問等で状態を把握し、手だてを持ち、チームとして支援してまいります。また、心的不安を持っている児童生徒やその保護者につきましてはスクールカウンセラーや本市カウンセラーとつなげ、連携をしながら、本年度も支援を行います。また、子どもや家庭と関わる中で、子どもの状態に応じて市教育センター「ナチュラル」や各中学校の校内適応指導教室等を紹介し、居場所作りをするとともに、個々に応じた支援を連携して行っていきます。関係諸機関との連携に関しましては、今までも必要に応じて連携してまいりました。しかしながら、本市における多くの不登校児童生徒の欠席の背景には、家庭の不安定さが見られるため、本年度は特に児童家庭課や社会福祉課等、市長部局との連携を強化してまいります。また、地域の民生委員や主任児童委員とも連携して、児童生徒の支援に当たってまいります。

次に（4）ですが、本市では、各小・中学校に毎学期、いじめ調査を依頼しております。昨年度3学期の調査結果では、小学校で69件、中学校で35件のいじめの報告を受けております。そのうち、小学校において50件、中学校では24件解決しております。現在においても継続している小・中学校合わせて30件の事例ですが、その事象に関して解決しておりますが、学校として継続して見守るというものでした。

各校のいじめ被害にあった児童生徒の報告によりますと、いじめの内容は冷やかし、からかい、悪口を言われるなどの報告が多くありました。中学校においては、スマートフォンの普及が高まり、ラインを通じて相手を誹謗・中傷するというものが見られるようになりました。いじめにおける対策といたしましては、毎学期、始業式の中で、市内12校の校長が、自分がされていやなことは他人にしない、いじめは人間として絶対許されないと、いじめ撲滅宣言を打ち出し、人権意識を高めております。また、教師一人ひとりがいじめは許さないという意識を持つと同時に、児童生徒の心を育てることも必要です。道徳の授業を通じて、自分を大切にすることや他人を思いやることを心に根付かせていくとともに、誰もが安心して生活できる学校を築いていくという意識を学級、学年、全校で高めていきます。

○石井孝昭君

ご答弁ありがとうございました。自席にて再質問をさせていただきたいと思っております。

お手元に配りましたTPPの資料でございますけれども、TPPに関してははいよいよ妥結の方向に国が進め、向かっております。各議員の方から先般も質問がありましたけれども、農業だけの問題ではなくて、食の問題、農業自給率の問題、医療そしてISDの問題と、この資料にもあるとおり、さまざまな問題がやっぱり潜在されているなというふうに理解して

おります。国としても試算は出しておりますけれども、国の今の成長戦略の中においても、最重要目標としては農業の所得の拡大、自給率の向上、自給力の向上を目指しているわけですが、TPPとの整合性がさらに問われております。国の方も会社の農業参入とか、さまざまな規模拡大方策を展開しているというふうに理解しておりますけれども、県の試算では1千69億円、このような試算が出ているというお答えもありました。しかし、県の方では、最近の調査はしていないというふうにお聞きしております。当時の農業生産額及び出荷額が、ここ5、6年調査されていないと。非常に不思議な現状だというふうに、県の農政課の方に確認しても、そのような状況であると。

八街市においても、TPPの影響額は私にとっても非常に大事だというふうに思います。普通、県が数字をたたき出すには、各市とか各JAグループ等を含めて試算が上がってきて影響額が確定されるものだと思います。八街市にとって、TPPがもし進められたときの影響額の試算をしておくべきではないかと思っておりますけれども、ご見解はいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

ただいま議員さんがおっしゃられましたように、千葉県においては1千69億円の影響があるだろうというふうな試算が出ております。議員さんがおっしゃられましたように、農業生産額の公表では、平成18年産までの数字しか現在公表されておられません。農業に関して、平成18年は大きく落ち込んでいる年でもありますので、平成18年産の農業粗生産額をもとに試算した数字では本市としてなかなか把握しきれない、実態に合わない数字になるのかなという気はしております。ただ、1千69億円の根拠につきましては県の方に確認いたします。市としてもやはり影響額等を把握する必要があるかというふうに考えておりますので、この辺につきましては県の方に問い合わせまして、それぞれの市町村においての影響額というものをできるだけ試算してみたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

試算をしておくこと、国が妥結した後に影響が必ず出てきますので、前段階からそのような数字をたたき出しておいていただいて、農業生産者が困らないような体制をとっていくべきだというふうに思います。TPPの反対運動というのが今全国的に展開されています。毎日のように農業新聞に出ています。私は農業新聞を毎日見ているんですけど、農業新聞では6月15日を統一運動日にして全国で展開するというふうになっております。全国の農業者、農業関係者、JAグループを含めて、ただ反対のための反対ではなくて、意義ある反対、中身のある、日本が勝ち得るものの中の反対をしていくことが大事だと思っておりますので、試算額を出していただきながら、これからの農政、八街の農政の守りをさせていただきたいというふうに思います。

また、会社の農業参入の件です。まだ確定しておりませんが、現段階では会社としては農地を持っていないわけですが、会社の農業参入も今検討されているというふうに伺っていますし、昨今の新聞にも出ました。今は農事法人とかという形で別法人を作って参入しているわけですが、これに向けての本市のお考えはいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

成長戦略として発表されました中にも規模拡大というようなことと第6次産業化というようなことが根本にうたわれております。現在、農事組合等における規模拡大の中では、国で示しておりますような農地の集積のために各県において受け皿的機関を今後設置するというようなことで、広域的な一本化を図っていく動きが見えます。八街市では現在、農業生産法人や農事組合等において、やはり他市町村からの借受者等も若干見受けられます。一本化された時点で、本市といたしましては機関に集積農地の登録をしまして、広域的な借受者の集積に対して協力せざるを得ない。なお、従来から第6次産業化的部分の生産についてはなかなか会社側では手を付けてこなかった、参入してこなかったことからして、今回、国の方で会社に農地の保有まで認めるのかどうかわかりませんが、この辺になりますと、市の農業についても大きく変わってくるというふうな認識は持っております。

○石井孝昭君

ありがとうございました。

続いて、野菜の生産の指定についてですけれども、本日の新聞報道で5月の野菜の日農平均価格はここ5年で最安値という報道がありました。5月の好天で主要野菜の入荷が潤沢であったためということだったんですけれども、主要重要品目中、前年比で大根は33パーセント安、ニンジンが4パーセント、トマトは27パーセント安という今日の報道であります。野菜生産出荷安定法における指定野菜は日本では14品目です、主要品目も含めてということでしょうけれども。千葉県では9品目、八街市では現在3品目というふうに答弁がありました。春ニンジンの指定産地に向けて具体的な取り組み、そして時期はいつ頃になるのか。今、県の方に諮っているということですが、その辺の具体的なものはいつ頃になりますでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

春ニンジンの産地指定につきましては現在、計画書を県の方に提出してございます。これにつきましては本年度、平成25年度の出荷状況を確認後、審査していただけるということで、先般、県の方の担当との打ち合わせの中では、本年度中に産地指定が受けられる予定で現在動いている。そういたしますと、平成26年、来年の春ニンジンの出荷に価格保障制度が適用になるというふうに伺っております。

○石井孝昭君

市内を見ますと、住野地域がスイカからニンジンに大転換しております。ハウスの方の全部とは言いませんけれども、ニンジンに変わってきている。露地の方はまだスイカを一部作っているんですけれども、ハウスの方はニンジンが多い。約10町歩前後です。農協に出荷している以外にも、個選で出している方で、結構露地で作っている方も増えてきております。春ニンジン組合というのがあるかどうか、ちょっとわかりませんが、秋冬ニンジンはありますけれども、春ニンジン組合という形がまた作られていくというふうに認識しておりますけれども、市としても北村市長が掲げるニンジンのブランド化に向けての一助になるのではない

かと思いますので、後方支援をお願いできればというふうに申し上げておきます。

それと耕作放棄地についてですけれども、今回の中間管理機構を県が負う、都道府県単位で設置されるということなんですけれども、一番のみそは遊休農地を解消するのに今までは市町村単位で調査、研究してやっていたんですけれども、今後は基盤整備にかかる費用は機構が負担するというふうに国で定めるようです。要は中間管理で県が間に入るんですけれども、やはり末端の行政市町村の農業委員会がやっぱり軸になって情報を上げていくことになると思います。その辺の費用負担を今度は市町村ではなくて機構が負担する。それに関わる、耕作する機械とか人件費、このようなものほどのような形になるかあれですけれども、かかる費用は負担するという方向性になったということでもあります。

このようになったとき、土地の所有者が不明の耕作放棄地も機構が引き受けると。分散した農地をまとめて担い手に貸し付ける、農業委員会を通じて放棄地の所有者にも機構に貸すように促すというような方針でございますけれども、耕作放棄地をただ解消するのではなくて、利用者に対して農業しやすい環境をつくっていくこと、また、利用集積することによって利用権の設定を簡素化、一元化することだというふうに認識しておりますけれども、担当はどのようにお考えでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

耕作放棄地につきましては現在、八街市で268ヘクタール存在いたします。現在は農業委員会におきまして所有者に指導していただいております。その中で、市にあります農地利用集積円滑化団体が耕作放棄地を所有する方に、これは農業委員さんに個々に指導していただいておりますが、集積事業を利用して貸し付けあるいは売り渡しを希望しているかどうか、ご本人から聞き取りをしております。これにより農地利用集積円滑化団体に貸し付け、あるいは売り渡しの登録をしていただいております。市の方といたしましては農協等と連携しながら借受者を探す、あるいは申込者に対してあっせんするというような形で現在動いております。これが国で言うように一本化された場合には、登録されているものを一本化された機構に登録するというような形になるかと思えます。

なお費用に関しましては、現在は国の補助事業、6月議会でもお願いしてございます畜産の飼料作物の組合等での機械の購入、これも耕作放棄地対策の補助事業を活用させていただいております。それから耕作放棄地の再生利用活用ということです。これにつきましてもやはり国の補助事業を利用しまして、本年度2ヘクタールを目標に、現在動いておるところでございます。

○石井孝昭君

ありがとうございました。TPPを国が進行している半面、最近では農業に対する政策が非常に盛んになっているように見受けられます。大規模化等々についても今後、八街市に見あった農政を展開していただけるようお願いいたします。

続いて、教育の問題の質問をさせていただきたいと思えます。

教育の問題ですけれども、学力の向上や不登校、そしていじめ問題は複合的に絡み合って、

1つの問題を解決したからこれがいいという結論がなかなか出にくいものだというふうに認識しておりますけれども、八街市では今、幼・小・中・高連携教育を展開しており、新学習要領の実施スケジュール表、お手元に配らせていただいた表を見ますと、平成25年度から幼・小・中・高で全面実施が今年からとなっております。先行実施は算数とか理科とかでされておったんですけれども、今年度から全面実施と。教育長の答弁にもありましたとおり、今回の新学習指導要領の総則に「適切な教育課程を編入し、これらに掲げる目標を達成する教育を行うものとする」というのが追加された。目標達成を各学校ごとにするということが明記されておりますけれども、現在、教育委員会として本市独自の計画書を作成されているのか、また、具体策はどのようなものか、お聞かせいただきたいと思っております。

○教育次長（長谷川淳一君）

八街市内の小・中学校におきましては、学力向上における達成目標を、千葉県の標準学力テストの県平均を上回るということに設定してございます。具体的な数値につきましては各学校におきまして、学年また教科ごとに平均点が異なりますけれども、昨年度の平均点を参考に到達度、目標値を定めておるところでございます。

○石井孝昭君

やはり県平均まではぜひ行きたいと思っております。県の教育委員会から各学校に、学校用の分析支援プログラムが配布されておりますけれども、県平均を上回るために昨年まで非常に努力されていた学力向上推進員、この3カ年が終了したというふうにお聞きしております。学力がある程度明確にされました。全国平均にまだ達していない、県平均にもまだ達していないんですけれども、小学校に1人ずつ赴任されていた学力向上推進員が果たしてきた役割についてはどのようなものでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

学力向上推進員につきましては平成22年度から3カ年ということで、市内全ての小学校に1名ずつ配置させていただきました。特に学習のつまずきが大きいとされております5年生の算数を中心としまして、少人数指導や個別指導を実施してまいりました。

市内小学校の現状といたしましては、学習支援を要するお子さんが大変多いということもありますけれども、学力向上推進員によるきめ細かな指導によりまして学習のつまずきを解消、また、基礎学力の向上ということで特に大きな役割を果たしていただいたというふうに考えております。

○石井孝昭君

学力向上推進員が終了した影響をどのように見えていますでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

平成24年度、昨年度をもちまして学力向上推進員の制度が終了いたしましたことで、児童一人ひとりのきめ細やかな学習支援や個別の対応が必要な児童への対応でいろいろ影響が想定されているところでございます。年間を通しまして児童生徒へのきめ細かい指導を継続していけるように教育委員会としましても支援して、また、現在配置されている教職員の中

で工夫しながら継続してまいりたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

学力の向上に一役買っていた学力向上推進員がなくなったのはとても残念なことだというふうに私は思っております。学力向上を図る中で補助的な役割の学力向上推進員がいないというのは、逆行しているというのは極端な言い方ですけども、教育委員会としても非常に残念で、もう少し幅広い対応が欲しいのではないかというふうに推測されますけれども。

文部科学省のデータによると、特別支援に関してですけども、特別支援を要する児童生徒がここ10年で非常に増大しております。いろいろな親の事情、また、本人の幾つかの事情で、特別支援を要する子が普通学級に入っている。また、特別支援学校に入りたくても満杯で入れない。八街議会でも視察に行きましたけれども、富里の支援学校もそういった状況に近いということでもあります。

そんな中で、特別支援に必要な教員の本市の今年度の配置状況はどのようになっていますでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

特別支援教育支援員の配置につきましては今年度、予算上でございますけれども、小学校に15名、また、幼稚園に5名の予算を計上してございまして、全て配置済みでございます。

○石井孝昭君

特別支援教育支援員は、国の地方交付税交付金により国から来ているという形になるんですけども、目的化されていなくて、今現在は市の単費で恐らく行っている状況にあると思っておりますけれども、財政上の状況も見ながらこのような形で小学校15人、そして市内幼稚園5名ということで対応されております。今年から市内幼稚園5名が新しく、たしか採用になって、幼稚園で幼少期の段階から特別支援が必要な子ども、市立幼稚園に必要な子どもに対応していると。子どもの自閉症とか注意欠損多動障害とか、四肢に不自由があるとか、そのような子どもたちが幼少期から増えている。普通の幼稚園、保育園に通いたいという親、小学校に通わせたいという親が非常に増えているという中で対応の増加は、非常にありがたい措置であるというふうに思っております。

中学校に配置されている校内適応指導教室補助教員、この業務内容はいかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

校内適応指導教室補助教員につきましては各中学校に1名ずつ配置して、計4名配置してございます。業務と申しますか、仕事の内容でございますけれども、不登校だった子どもで学校に登校できるようになったお子さん、しかしながら普通教室に入れられないお子さんの学校での居場所づくりということで、校内適応指導教室を設置してございます。その中において学習面、生活面でいろいろ指導していただいているというものでございます。

○石井孝昭君

教育委員会の学校教育相談員の人数、そして役割はどのようになっていますでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

学校教育相談員につきましては全部で5名雇用しておりますけれども、そのうち2名につきましては家庭訪問相談ということで、不登校のお子さんの家庭訪問を中心に行っていただいております。また、残り3名につきましては、教育支援センターの中のナチュラルに通ってこられるお子さんの生活面、学習面の指導をしていただいているというものでございます。

○石井孝昭君

不登校への対応を学校教育相談員の中で2人、そして校内適応指導教室補助教員で不登校生徒への対応をされているということでございます。平成24年度の学校基本調査によると、小学校では全国平均1千人あたりにすると3.2人、千葉県では2.7人、八街市では9.5人。中学校では全国平均1千人あたり27.3人、千葉県では23.9人、八街市では72.1人という結果でありました。小・中学校とも全国平均の約3倍の不登校の実態というところであります。

率直に教育長、見解はいかがでしょうか。

○教育長（川島澄男君）

本当に数字的にゆゆしき問題だなというふうに捉えております。ここ数年は取り組みとして長欠不登校の解消ということを目指して、それぞれの場で教育活動を展開してきているわけなんですけど、こういう実態でございます。

○石井孝昭君

県の緊急雇用事業であります教育補助員、これは県の100パーセント補助事業というふうに認識しておりますけれども、小・中学校での配置状況はどのようになっていますでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

県の緊急雇用事業で雇用しております教育補助員でございますけれども、6月1日現在の雇用状況は小学校で9名、それから中学校で8名を雇用して、配置しております。

石井孝昭君

26名の枠で17人ということですので、例えば先ほどの学校教育相談員なり、校内適応指導教室補助教員、これは中学生ですけれども、その方々が非常に手いっぱいな状況だと。先生方を見ると、担任の通常の生徒を見ているだけでも精いっぱいなのに、小学校、特に中学校では不登校の子どもたちへの対応に追われている。不登校の子どもたちに担任の先生はもちろん声をかけるんだけど、相談員なり、校内適応指導教室補助教員が対応しているという現状であります。現状を打破していくのは、とても勇気の要ることです。し、教育委員会や学校だけではもう手いっぱいの状況じゃないかなというふうに私は理解しております。

そんな中で、新学習指導要領の中に道徳教育が目標とされておりますけれども、いわゆる愛国心が今回、新学習指導要領の中に掲載されました。学校において愛国心、国を愛する心は、伝統文化を重んじることも含めて大切な心だというふうに明記されております。

学校において国を愛する心はどのように教えているのか、ご答弁をお願いいたします。

○教育長（川島澄男君）

議員さんから配付された資料にありますように、各教科でそれぞれ授業を展開しているところでございます。例えば国語だったならば低・中学年から古典の勉強をして、言葉の美しさやリズムを感じていく。そのようにして国語、社会、技術・家庭、保健体育等で、もちろん道徳の授業でもそうですが、勉強しております。これから広く世界に出ていく子どもたちが自国の文化とか伝統を理解していくのは重要なことだというふうに捉えております。そういう意味で、郷土愛を通して各教科で勉強していけば、国を愛する心も育っていくんだらうというふうに捉えております。

○石井孝昭君

やっぱり友達を思う気持ちとか親子、そして家族、家庭、今おっしゃった郷土愛、地域との結び付き、また、学校、もちろん行政、県と国、そして愛国心ということにつながりますけれども、身近なところから愛していく、大切にしていくという道徳教育、これが非常に大事かなというふうに思っております。今回、小学校1・2年生の国語の授業の中で建国神話、昔話や神話、伝承、本の文章の読み聞かせ、発表をしあったりすることが示されております。また、神社、仏閣、我が国の歴史の中で政治、文化、宗教が関連してきたことを学ばせる。このようなものが明記されております。また、君が代、国家を歌うよう指導する。このようなことも一部入っております。道徳教育の中で今は小学校でも中学校でも時間をたくさんとってやっておりますので、そのことについても大切にしていきたいというふうに思います。

それと不登校児童の長欠問題を解決していくために、私は逆転の発想が必要かなというふうに思っております。県内ワーストという汚名を晴らすために、ここ10年、ここ5年で不登校を半減する。このような大目標を教育委員会並びに本市が掲げることが大事かなというふうに思っております。八街市が全市を挙げて教育問題を取り上げていく。教育レベル全体の底上げを行っていく。教育委員会、市長部局との連携を深めていく。こうした方針を出しておりますので、教育改革の1つの戦略として、そのような目標を掲げていくことは大事かなというふうに思っておりますけれども、教育長のご見解はいかがでしょうか。

○教育長（川島澄男君）

お答えになるかどうかわかりませんが、4年間、ここまで長欠不登校をゼロにしようということで、学校と教育委員会がともに努力してまいったわけなんですけど、先ほどお話ししましたように県でも多い方になっているという実態はまだありません。先の議会でもひきこもり等、若者支援について教育委員会はどう捉えているんだというような話もありました。教育委員会として、未来への扉を開こうというようなことで、不登校児童生徒を1カ所に集めて、進路について等、そういう機会を設けているという答弁をしたわけなんですけど、学校独自、それぞれのポジションだけでそういうことをやっていたんでは解決できないというふうに捉えております。

先ほど議員さんがおっしゃいましたように、今年の長欠不登校の連携として、市長部局と

連携していくんだという答弁をしたわけなんです、より一歩進んで、市民部等と連携を図っていければなど。先の議会が終わった後、市民部長と、何とかこういう組織はできないものかという相談をいたしておったところでございます。

○石井孝昭君

教育長、私も思うところがあります。不登校問題は、登壇して申し上げたときのように、精神疾患や発達障害とか、子どもの頃、幼児の頃、そして経済的困窮を含む家庭生活上の問題など、多種多様な原因が考えられると。子どもの発達や家庭問題に関して早期発見、早期対応が必要であるというふうに言われております。

例えば子育てに悩む母親へのカウンセリングに対応できる相談支援機構とかを設置する。そして母親相談、父親相談を行う。これはまた、DV、子どもへの児童虐待などと密接に関連しているわけであります。

現行の1歳半健診や3歳健診を通じて発達相談支援を行う。このときにいろいろお母さん方に聞くと、言葉が出ないとか、体の変調があるということで、健診では今も対応されていますけれども、小学校に上がるまでちょっと穴があいているような気がします。例えばほかの市町村では、成田市とかでは5歳児健診を始めました。他の市町村でも5歳児健診の重要性を説く行政が増えております。発達の段階でそういったものが必要なというふうに思っております。

5歳児健診について、担当や市民部長、お考えはございますでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

議員ご指摘の5歳児健診については私も関心がございます。先進的な自治体は、都市部ですけれども、5歳の節目のときが重要だということです。私どもが今やっているのは1歳6ヵ月健診と3歳児健診です。その後は義務教育になっちゃいますので、その間をフォローする5歳児健診は非常に重要だ、そういう認識は私自身にはあるんですけれども、まだ担当課、健康管理課等々と協議はしていない段階でございます。今後その必要性はますますあると思いますので、担当課を含めてちょっと検討していきたい。そのように考えているところでございます。

○石井孝昭君

では、最後に質問します。

教育長から、市長部局との連携を強めていくんだというようなことであります。教育委員会はもとより、児童家庭課、また、児童相談所も含みますけれども、健康管理課、市民部、そして社会福祉課、学校、そして民生委員等々、さまざまな各課横断的に1つのセンター、セクションを作る。そしてある程度対応するものが必要なというふうに思っております。市長直属のセンター、部署としてそういったものがあれば横断的にできる。

不登校の問題は教育委員会や学校だけの問題じゃないんだ。生い立ちの段階から、幼児の段階から、言葉の発達の段階からトラウマがあって、子どもだけじゃなくて親も悩んでいる。親がまた、そこに気軽に相談できる。幼児のときに相談したけれども、子どもが小学校、中

学校になってもそのセクション、センターがあつて、その時期、その時期の悩みをそこに行けば相談できる。このような窓口は全国でも非常に少ないですけれども、それを作り始めている市町村もあります。発達支援センターの構想とか、子育てに悩む母親へのカウンセリングに対応できる相談支援、こうした体制を整えていくべきだと思います。

カウンセリング対応ができる相談支援、これが実行されていけば本市、八街の抱えている不登校問題は確実に減少していくものと思いますけれども、見解はいかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

議員が最初に述べられた子ども・若者支援推進法というのが平成21年にできました。まさしく議員が言われたとおり、児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、子どもや若者をめぐる環境の悪化、また、ニートやひきこもり、不登校や発達障害、精神疾患など、子ども・若者の抱える問題の深刻化といったことから、今までは従来の個別分野、例えば学校や教育委員会とか子ども市民部の各課でやっていたような個別分野の縦割りの対応ではちょっと限界があるんじゃないかということで、子ども・若者支援推進法ができたということで、かつて議会でも質問を受けたところでございます。各地において、モデルケースとして若者のサポートセンターみたいなものが何カ所かできているということも承知しております。

これは私の資料なんですけれども、新潟県三条市で新しい子ども・若者サポートシステムが2009年度からできたということです。これは先進的な取り組みだということで、各自治体から結構、視察が送られているということでございます。私どもは従来、各課の横の連携でいろいろと課題を解決してきた。これも重要なんですけれども、やはりそこには限界がある。どこが中心になってやるか、いろいろ事務的なものがございまして、やはり単独の組織を作るというのが肝要だということです。組織を作ることによって、その組織が関係機関といろいろ連携を取り合いながら1つの課題を解決していく、こういうことが大切だということです。

不登校につきましても前段階である、例えば発達障害等については私どもは保健指導で関わりを持ってやっておりますが、一元的に、0歳児から、例えば小学校、中学校、高校、それから卒業して例えば30代、40代まで、一元的に取り扱うような課が私自身は必要であるということを考えておりますが、まだ子ども市民部の中でも協議している案件でございませぬ。教育長が先ほど述べられたとおり、以前そういうことで協議した経過がございませぬ、組織的なことでございませぬので、総務部等を交えながら、今後引き続き検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○石井孝昭君

先ほど教育長も、ただいま加藤市民部長も申されました。北村市長、教育委員会や学校としても恐らく市長部局、市長サイドの方に助け舟を求めているんじゃないかなというふうに思っております。リーダーシップを発揮していただいた中で、一元化されたセンターが設置されれば、先の惨事が繰り返されないと、私は思う次第でございませぬ。これからの子どもたちのために、教育をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（中田眞司君）

以上で誠和会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

ここで、昼食のため休憩をいたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午後 0時04分)

(再開 午後 1時10分)

議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴です。未来ある子どもたちのため、希望ある太陽の子たちのために、安心・安全で健全な学校生活を送れる学校づくりのために、通告に従い順次質問させていただきます。

1、教育問題について、4点質問させていただきます。

(1) いじめ問題について。前段で石井議員が質問されておりましたが、視点を変えて私の方も質問させていただきたいと思えます。

大津の中学校でいじめによる自殺者が出て、いじめ問題が日本全国に報道されました。日本中の小・中学校ではいじめ問題を取り上げ、アンケート調査を行い実態把握をし、いじめ撲滅運動が展開されると思っておりました。しかし、まだまだいじめによって自殺する児童生徒が後を絶ちません。いじめは絶対に許されないとの意識を日本全体で共有し、加害者にも被害者にも傍観者にもしない教育が求められると思えます。

児童生徒の問題行動にはさまざまな要因、背景があると考えられます。こうした問題に対して、相談できる教育相談体制の充実が求められていると思えます。文部科学省でもうたっております、事が大きくなる前に未然に防止する取り組みが必要不可欠で、その中にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用も盛り込まれております。

そこで質問いたします。スクールソーシャルワーカーとはどのような仕事をする人なのか、また、スクールカウンセラーとの違いは何なのか、そしてスクールソーシャルワーカーは本市では既に導入され、教育相談等が行われておられるのか、お伺いいたします。

次に(2)教育委員会の組織について、お伺いいたします。

大津でのいじめ問題において、教育委員会及び教育長の立場、責任が非常に曖昧で、加害者側の親、親族が大変なモンスターペアレンツであり、その対応に苦慮し、被害者側の家族に対する誠意や配慮が不十分であったような気がいたします。

そこで質問いたします。教育委員会と教育長の組織上の関係、役割及び責務に関してお伺いいたします。

引き続きまして、質問させていただきます。

(3) 学力向上について。

八街市では学習指導要領にのっとり、「生きる力を育む」を基本理念に平成25年度学校教育を進め、学力向上を目指していかれるとお伺いいたしました。また、平成24年度は小学校3校が県平均を上回る成績だったとの報告がありました。生活習慣の改善、魅力ある授業、補助教員の配置でわかる授業等々、いろいろ取り組んできた成果があらわれた結果と、私も大変喜んでおります。

また、実施されております週5日制の趣旨は、子どもたちの学校外での生活時間の比重を高め、主体的に使える時間を増やす中で、学校、家庭、地域との連携のもと、社会体験や自然体験などのさまざまな活動を経験させて生きる力を育むこととし、平成4年9月より月1回土曜休業が実施され、平成14年4月から完全実施となりました。その結果、学力低下が目立ち、ゆとり教育のつけが回ったと評されました。先の衆議院選挙では学力向上に向け、自由民主党の政権公約として週6日制の復活がうたわれ、今その実現に向けて整理、調整しているようです。また、既に学力向上に向けて6日制を実施している学校もあり、希望している学校が79パーセントもあると聞いております。

そこで質問いたします。八街市では学校週6日制実施に対しどのようなお考えをお持ちになっているのか、お伺いいたします。

続きまして(4)学校給食について、質問させていただきます。

昨年12月、東京都調布市の小学校で食物アレルギーのある児童が給食を食べた後にアナフィラキシーショックの疑いで亡くなる事故が発生いたしました。食物アレルギーのある児童生徒への学校給食の提供では、食物アレルギーが生命に関わる症状を引き起こすこともある重大な疾患であり、個々に応じた細やかな対応が求められなければなりません。

そこで質問いたします。本市において、食物アレルギーのある児童生徒への実態把握とその対応についてお伺いいたします。また、もし万が一にアナフィラキシーショックが起きた場合、その対策についてお伺いいたします。

これで壇上での1回目の質問を終了いたします。明確なるご答弁よろしくお願いたします。

教育長(川島澄男君)

個人質問13、誠和会、木村利晴議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1、教育問題について答弁いたします。

(1) ①ですが、問題を抱える児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、学校や関係諸機関との連携を行うスクールソーシャルワーカーは現在、全国的に注目されています。

本市では、問題を抱える児童生徒につきましては主に担任をはじめ、関係職員が児童生徒に寄り添い、各学校の管理職や指導主事がケース会議や関係諸機関とのコーディネートを行っております。スクールソーシャルワーカーの配置につきましては、本市の児童生徒の家庭環境を考えると必要と思われませんが、本市の財政状況を踏まえて検討していきたいと考えて

おります。教育委員会としまして、学校を中心に児童生徒に丁寧に寄り添いながら、今後
も取り組んでまいります。

次に（２）①ですが、現在、私は教育委員会の権限に属する全ての事務を司り、教育委員
会事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督しております。

教育委員会制度改革について、教育再生実行会議の提言を受け、文部科学大臣が中央教育
審議会で審議するよう諮問しました。これによると、教育長を地方教育行政の責任者とし、
権限と責任を明確にするとのことであります。中央教育審議会は12月までに具体案をまと
める予定となっておりますので、今後の審議内容を見守ってまいりたいと考えております。

次に（３）①ですが、文部科学省は現在、公立学校で実施されている完全学校週5日制を
見直し、土曜日にも授業をする6日制を検討しております。ゆとり教育の見直しで授業時数
を増やした新学習指導要領が実施されており、土曜日を使って授業時数を確保し、子どもた
ちの学力向上を目指すものとしております。八街市といたしましては今後の動向を見ながら、
省令改正があればこれに対応してまいりたいと考えております。

次に（４）①ですが、食物アレルギーを持つ児童生徒の把握については毎年、年度当初に
保健調査により行うとともに、年間を通じて本人及び保護者からの連絡を受け付け、情報の
収集に努めています。この情報は全教職員が共有して、日頃の給食指導にあたっています。
また、学校給食センターと連携して、児童生徒の保護者のうち、希望者に予定献立アレルゲ
ン一覧を配布し、食品衛生法に基づく特定原材料の使用状況について情報提供しています。
食物アレルギーへの対応、対策として、財団法人日本学校保健会発行の「食物アレルギーに
よるアナフィラキシー学校対応マニュアル」や「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガ
イドライン」を参考に対応するよう、各学校に周知しております。あわせて食物アレルギー
との申し出のない場合でも、突発的に重篤な状況に陥る事故が発生していることから、全教
職員が食物アレルギーによる初期症状を理解し、適切な対応がとれるよう努めているところ
です。

○木村利晴君

では自席にて、何点か質問させていただきます。

まず、いじめ問題ですが、いじめがなくなる根本の原因は何なのでしょう。いじめ
に関するアンケート調査を日本中挙げてやってこられました。実態把握のための調査がま
だまだ不十分ではなかったのか。また、結果のみを見て、子どもを矢面に立たせ、これ以上
子どもたちに辛い思いをさせたくないという大人の思いやりから、大人主導で問題解決をし
ていこうとする姿勢で事に臨み、当事者である子どもたち抜きで原因究明や対策を講じてき
たのではないのでしょうか。この点についてちょっとお聞かせ願いたいんですが、子どもたち
の声を聞いてこられたのでしょうか。ちょっとお伺いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

いじめ問題でございますけれども、いじめの定義といますのは、一定の人間関係のある
者から心理的また物理的な攻撃を受けたことによって精神的苦痛を感じたものとなってござ

います。いじめは、いじめる側といじめられる側という2者関係だけで成立しているのではなく、周りではやし立て、観衆としておもしろがったりする存在がある。また、周囲で暗黙の了解を与えている、傍観者になっているという存在がございます。日本のいじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えますと、教室全体でいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者があらわれるような、そういった学級経営ができますよう、教育委員会としても支援をしていきたいというふうに考えております。

○木村利晴君

先ほどもちょっと質問させていただきましたけれども、子どもたちがいじめ問題に対してどのような考え方を持っているのか。先ほども述べましたけれども、大人主導で対応してきたらと。この結果、子どものいじめに歯どめがかかっていないと私は思っているんですが。子どもたちの声を反映する機関がなかったのではないかと。また、大人たちの対応はどうしても大人目線で、子どもの目線で見えていなかったのではないかと、そういうふうにとちょっと感じるものですから、子どもたちの思いを伝える上で幾つかの障壁があったのではないかと。その障壁を乗り越えるためには、やはり子どもたちの声を代弁する存在が不可欠になってくるのではないかと。そういう意味でスクールソーシャルワーカーの存在が非常に大事になってくるのかなというふうに思うんですが、子どもたちの抱えている、乗り越えていけなくちゃいけない障壁というものがどういうものであるか、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○教育長（川島澄男君）

答弁になるかどうか不安でございますけれども、いじめ根絶に向けてということで答弁させていただきます。

まず、先ほど議員さんもおっしゃいましたように、いじめというものは大変な罪なんだ、罪悪なんだということを国民全員が共有しなければならないものだろうというふうに考えます。そういうところから、基本的人権を侵害することのないような人権教育をより積極的に進めていくべきではないのかと。先ほどの石井議員と同じような発想なんですけれども、学校だけでそれをやっていたんではもう遅いのではないかと。もっと人権教育を町ぐるみ、地域ぐるみで進めていくことが大事だし、その基本となる家庭の中でも人権教育をやっていないか、それはいけないんじゃないか。そんなふうに捉えます。それでも、いじめは発生するかと思います。それでも同じようなことを繰り返し繰り返しやっていて、子どもの命を守ったり、人権を守っていったりして、よりよい生活を築いてあげられるようにしていきたい。そのように考えます。

○木村利晴君

障壁に対する考え方もちょっとお聞きしたかったなと思ったんですが。

私なりに考えた障害になるようなもの、子どもたちが自分たちの思いを伝えられない、そこにどういう問題があるのかということなんです、やはり子どもは大人の前に行くと萎縮

してしまう。その結果、自分が思ったことが正直に言えない。こういう問題もあると思います。もう一つ、表現力がまだまだ乏しくて、心の内側を伝達できない、うまく表現できない、このような問題もあろうかと思えます。また、大人に対して、どうせ自分たちの意見は聞いてもらえないというような開き直りの気持ちがあつて、なかなか心を開いてくれない。このようなことがあるのではないかと。いじめが起きたときに子どもたちがどう解決していくか、子ども主導でどうやって解決していくのか、こういう指導も必要なんだろうというふうに私は思うんです。大人に対する懐疑心をなくしてもらって、子どもが相談しやすい、そういう環境を大人たちは作っていかなくちゃいけないだろう。そうしなければ、本当の根本でのいじめの根絶に対する取り組みはできないのではないかなというふうに、ちょっと私は思っております。

真に子どもの真情に沿った解決を目指して、子どもたちの声を聞き届ける存在、子どもたちの代弁者としてスクールソーシャルワーカーが明確に位置付けられていれば、その存在が子どもたちにとって非常に心強くなりますし、ある程度子どもたちが心を開いて相談して、新しい解決策を子どもたちの手でつくっていけるのではないかと。やはり大人が子どもたちを見て判断するのではなくて、今の問題はどこにあるのか、これを子どもたちが自分で考え出して問題解決にあたっていく。やはりこんな取り組みをしていかないといけないだろうというふうに思えます。そういう意味では、スクールソーシャルワーカーという役割を持った人が重い責務を果たしていくのではないかとというふうに、私は思っております。

スクールソーシャルワーカーというのは教育分野における知識に加えて、スクールカウンセラーの知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識及び体験を有する人のようなんですが、子どもたちの心を開いて、胸襟を開いて子どもたちのために一緒になって考えてあげる、また、子どもたちの言わんとしていることを代弁してあげられる、そんな存在が八街市にもいてくれると、八街市のいじめは大分少なくなるだろうというふうに思っております。財政厳しい折なんですが、そここのところを何とか前向きに考えていただきたいなというふうに思っております。

教育長、今度は大変な組織の見直しで責務が重くなったというふうにお聞きしておりますけれども、今までとの違いですかね、どういう思いで次の取り組みをしていかれるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○教育次長（長谷川淳一君）

今の制度改正の状況ということでお話しさせていただきますと、先ほど教育長が答弁したとおりでございますけれども、現在、内閣総理大臣が開催いたしております教育再生実行会議におきまして、教育委員会制度の抜本的な改革について4月15日に提言が出されております。その内容でございますけれども、大きく3つございます。教育委員会制度のあり方について、その中に教育長を教育行政の責任者とするというような項目も含まれているわけがございますけれども。2つ目として、教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担とおのおのの関係のあり方について、これが2つ目でございます。3つ目が、学校と教育行政、

保護者、地域住民との関係のあり方について。提言内容にはいろいろ細かい内容も含まれておりますけれども、大きく分けて3つございます。この提言を受けまして文部科学大臣が中央教育審議会に諮問してございます。12月をめどに答申をまとめるようにということでございますので、本市に限らず、どこの市町村、県におきましても答申内容を踏まえた中で今後検討していくということになろうかと思えます。

○木村利晴君

ありがとうございます。

やはり教育長が強い意志を持っていろいろなこと、モンスターペアレントなる人たちと相對して、毅然とした態度で教育の現場を守っていただければありがたいというふうに思っております。

次の質問は週5日制の目的なんです、壇上でも述べさせていただきましたけれども、子どもたちが主体的に使える自分たちの時間を持たせ、多くの自然・社会体験を通して生きる力を育むことであったことは事実だと思います。では、子どもたちにとって週5日制は何をもたらしたのか。この反省の上に立って、行政や大人の都合でなく、週6日制導入を子どもたちにとって意味あるものとしなければならないと思っておりますが、八街市としての週6日制導入に対するコンセプトをお聞かせ願いたいと思えます。

○教育次長（長谷川淳一君）

週5日制でございますけれども、週5日制によりまして学校現場におきましては学校行事など、教科外の特別活動の時間が削られております。また、中学校では授業時間捻出のために始業式や終業式の後に授業を行うということで、子どもたちにとりましても、また、教師にとりましてもゆとりのない状況でございました。市としましては週6日制になることで平日に集中している授業を分割させ、時間割の詰め込みが緩和できるというふうに考えているところでございます。そこで生まれました時間を学力向上のための時間として使う、ドリルタイムというようなものに時間を当てたり、担任と児童生徒が関わる相談活動の時間にも当てていきたいというふうに考えております。

○木村利晴君

どうもありがとうございます。

ゆとり教育が育んだものが何なのか。確かに学力は低下したのかもしれませんが。しかしその反面、心の豊かな人間を育てられたのではないかなというふうにも思えます。ただ学力が低下したから、ゆとり教育は失敗だったと、すぐに方向転換するのはいかがかなというふうには思いますが、心豊かな人間を育て、その中で学力向上も目指していかなければならないと思えます。数字だけではなく、結果だけを追い求めて評価する西洋型の思考ではなくて、心のあり方、何でも受け入れ、いい頃合いをよしとする日本的な考え方、こういうものを大切に、週6日制の授業に取り組んでほしいと切望いたします。指導方針が学力中心になり過ぎると、心の通わない、記憶力だけが優れた無機質な人間を作り出すこともあり得ます。自分で物を考え、判断し、思いやりのある、自分で生きる力を作り出し、身に付ける子

どもたちを育てていただきたいと思います。

では最後の質問になりますが、食物アレルギーに対して。

やはり現場は大変だなと。そういう子どもたちを抱えたときの実際のマニュアルをきちっと作って、それに対して日々訓練、教育していないと、なかなか実際の現場に遭遇したときに対応できないのではないかなというふうに危惧しているんですけども、この点はどうでしょうか、教育委員会から指導に関しては。

○教育次長（長谷川淳一君）

常に教職員間で共通認識を持って対応できるような指導を、教育委員会としても指示してございます。

○木村利晴君

アナフィラキシーショック症状を起こしたときのアドレナリン自己注射器のエピペンというもの、これは学校で今準備されているんですか。

○教育次長（長谷川淳一君）

エピペンを所持しているお子さんは今現在、八街市内の小・中学校で1名いらっしゃいます。

○木村利晴君

そういうデータはきちっと取られて対応されるということであれば、私たちも安心していただけるなというふうに思います。何かあったらというような思いが絶えずありますと、非常に不安な気持ちに駆られます。子どもたちの安心・安全のため、そういう意味では万全な体制を八街市ではとっているというふうに認識させていただきます。

人は皆、生まれてきたことに対して意味があり、それぞれ役割を担って天より生じております。未来ある子どもたちが太陽のもと、平等に恩恵を受けているように、我々大人も子どもたちを温かく見守り、育てていく環境を作っていく使命を担っていると思います。八街市におかれましても大きな心で子どもたちの心と体と学力とのバランスのとれたご指導をお願いいたしまして、私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

議長（中田眞司君）

以上で誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

誠和会の小山栄治です。

北村市長におかれましては、風疹ワクチンの助成をいち早く実施していただき、ありがとうございました。市民から大変喜ばれておりますことをご報告いたします。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきます。

まず初めに、市民が安全・安心で住みやすい街づくりについて質問させていただきます。

本市においては防災計画案ができ上がり、パブリックコメントが行われました。いろいろ

な意見が出された今、できるだけ多くの人の意見を取り入れた防災計画ができ上がることを期待したいと思っております。

そうした中、防災計画についてお伺いいたします。

要旨①として、一時避難場所はどのように考えているのか、お伺いいたします。

②として、計画ができ上がった後の具体的なマニュアル作りはどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、道路・通学路についてお伺いいたします。

八街市は、佐倉警察署管内でも交通事故が大変多いと言われております。八街市から交通事故を1件でも減らしていく対策は、必要なことと考えます。そこで、質問いたします。

①国道、県道の歩道整備はどのくらい進んでいるのか。

②道路にある危険な電柱、標識の対策はどのように進めているのか。

③各学校のPTAや地域の人たちにより作られた通学路の危険箇所マップでは改善の要望はどのくらいあり、どのように改善されてきているのか。

3点お伺いいたします。

次に、犯罪防止についてお伺いします。

本市は千葉県内でも非常に犯罪の多い地域となっております。市長が安全・安心の街づくりをよく話されていますが、八街市から犯罪を少しでも減らす対策は大事なことだと考えます。

そこでご質問いたします。

①本市の犯罪数と、対策をどのように考えているのかお伺いいたします。

次に質問事項2、活気ある街づくりについてお伺いします。

本市若手職員による八街市地域活性化研究会を立ち上げるとの市長の報告がありましたが、いろいろな新しいアイデアを出していただき、活性化に繋がることに期待したいと思っております。

私は今回、本市の花、ヒマワリを活用した活性化についてご質問いたします。

服部議員からも質問がありましたが、①として、市の花ヒマワリを活用した計画は、どのようなことを考えているのか。

②市町村の花を本市と同じヒマワリに制定している市町村が全国にたくさんあるようですが、ヒマワリ交流ができれば活性化に繋がると考えるが、いかがかお伺いいたします。

以上で私の登壇での質問は終わらせていただきます。明解なご答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問14、誠和会、小山栄治議員の質問に答弁いたします。

初めに質問事項1、市民が安全・安心で住みやすい街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、現在、市が指定しております避難場所は30カ所でございますが、地域によっては避難場所までの距離が遠く、災害の発生状況により直接避難場所まで行くことが困難になる場合が想定されます。また、避難場所に多くの被災者が直接集まってきた場合に

は大変な混乱も予想されるところでございます。したがって、災害発生時には地域ごとに一時避難場所に集まり、安否確認をした上で、必要に応じて安全に避難場所へ移動することができなければならないと考えております。なお、一時避難場所はそれぞれの地域の住民が最も避難しやすい場所でなければならないため、場所の選定にあたっては、それぞれの地域の住民の意見が十分に反映される必要がございます。今後、地域住民の皆様の意見を十分に拝聴し、一時避難場所の位置を検討してまいりたいと考えております。

次に②ですが、今年度は地域防災計画の策定のほか、職員向けの災害時行動マニュアル及び避難所運営マニュアルの策定を予定しております。職員向けの災害時行動マニュアルにつきましては、震度など、災害の発生状況に応じて職員が取るべき行動の概要をまとめるもので、災害発生時に速やかに災害対策を実施できる体制を整備することができるよう、策定後、全職員に配布を予定しております。

また、避難所につきましては、震度5強以上の地震等が発生したときに避難所に直行する職員を指名し、避難所を速やかに開設できる体制は昨年度中に整備いたしました。しかしながら、実際の避難所の運営は一定の基準に従って、避難をしてきた被災者等と市が共同で行う必要があるため、今年度、避難所運営マニュアルを策定しようとするものであります。避難所の運営は、避難をしてきた被災者等と市の共同作業であることを前提としておりますので、マニュアルの策定にあたっては、広く市民の皆様のご意見を取り入れる必要がございます。したがって、各地区の区長の皆様などのご協力をいただきながら、より実効性のある避難所運営マニュアルを策定したいと考えております。

次に(2)①ですが、市内にある国道の歩道につきましては延長約11.6キロメートルのうち5.9キロメートルが整備済みで、率として51パーセントとなっております。また、同じく県道の歩道につきましては、延長約42.8キロメートルのうち20.1キロメートルが整備済みで、率としては47パーセントでございます。歩道整備につきましては、現況の道路用地内では歩行者と車の分離により歩行者の安全確保を図る歩車道境界ブロックやガードレールを設置することは難しく、また、拡幅などの改良につきましても用地買収や建物等の移転が必要となり時間と費用を要するため、概ね用地確保が可能な状況にある危険箇所を優先的に整備する方向であると、道路管理者である千葉県印旛土木事務所より伺っております。

本市の県に対する国道、県道における歩道整備等の要望につきましては、毎年、印旛土木事務所を通じ、翌年度における千葉県道路環境課所管の県単交通安全対策事業として要望しているところでございます。平成25年度の歩道整備要望箇所につきましては6路線を要望しているところでございます。

次に(2)②ですが、電柱が市道の車道や歩道上に設置してある箇所がございます。市では電柱の新設や移設の際には、可能な限り民地に設置するように指導しておりますが、やむを得ず市道の敷地内に設置させる場合は、車輛や歩行者等に支障がない場所に設置するように指示をしております。また、市が行う道路改良工事で拡幅等が行われる場合は民地等の安

全な場所に移設しております。標識につきましては、道路管理者が設置するものと公安委員会が設置するものがございます。道路パトロールや市民等からの通報により、危険な場所に設置されている標識を確認した場合は設置者と協議し、移設が可能であれば適切な措置をしております。今後も安全な道路交通の確保のため、鋭意努力してまいります。

次に（２）③ですが、通学路の改善要望として昨年度における通学路の緊急合同点検及び各学校やPTA、地元区からの要望は国道が６カ所、県道が３カ所、市道が１２カ所で、合計２１カ所で行いました。このうち市道につきましては７カ所を改善しており、その内容は「注意学童多し」、「スピード落とそう」などの注意看板の設置、視界の改善を図る草刈りや樹木の枝剪定、通行スペースを確保する土砂撤去、公安委員会による速度規制、歩行者の通行部分を明確にするグリーンベルトの設置、通学路の冠水解消工事などを実施しております。なお、今年度につきましてはガーデンタウンから川上小学校へ向かう市道１１４号線や市営交進住宅南側の夕日丘１１号線で外側線の設置を予定しており、また、四区稲荷神社付近交差点から国道４０９号線までの六区１号線で外側線の設置が完了しましたので、公安委員会による大型車の通行規制が行われる予定となっております。今後も道路管理者や交通管理者、学校など、関係者が協力し、通学路における安全・安心な通行の確保を図ってまいります。

次に（３）①ですが、本市の犯罪件数につきましては警察をはじめ、市民、さまざまな関係団体のお力添えをいただき、平成１５年に１千７２３件あった犯罪件数が平成２３年には１千３９件まで減少しております。しかしながら、昨年は対前年比６５件増の１千１０４件と増加に転じてしまい、本年に入ってもその傾向は変わらず、１月から４月まで、毎月１００件を越える犯罪が発生している状況であります。現在、佐倉警察署におきましては県警から警察官を増員し、本市の治安維持に努めていただいているところではありますが、警察力だけでは犯罪減少に至っていないところであります。

市といたしましても、この危機的状況の改善を図るため、八街幹部交番、防犯ボランティアの方々とも連携をし、さまざまな取り組みを行っております。主な取り組みといたしましては防災行政無線を活用した啓発活動を行っております。これは犯罪種別ごとに、その犯罪が多発している地区を中心に継続的な啓発を行うとともに、犯罪発生時にはいち早く発生地区に情報を提供することにより犯罪被害を未然に防止しようとするものでございます。また、警察と連携をし、犯罪多発地区における地区の会合に警察官の派遣要請をし、その場で防犯の講話をしていただくことで地区ごとの防犯意識の向上を図るとともに、広報やちまた、メール配信サービス、回覧文書などを活用した啓発もあわせて実施してまいりたいと考えております。この他にも、平成２０年度からは青色回転灯付き防犯パトロール車によるパトロールを実施しており、本年４月からは、ひたたくり発生地区における防犯カメラの運用を開始しております。また、各地域における防犯ボランティアの貢献度が大きいことから、広報等でその活動内容を紹介するなどの方法により、新たな防犯ボランティア団体の結成促進を図ってまいりたいと考えております。

なお、犯罪抑止のため、本年4月1日から八街幹部交番に、県内幹部交番では初となる移動交番車が配備され、今後の犯罪減少が期待されております。今後も犯罪減少に向け、警察をはじめ、市民、さまざまな関係団体との協力体制を強化し、防犯活動に努めてまいりたいと考えております。

次に質問事項2、活気ある街づくりについて答弁いたします。

(1) ①につきましては、個人質問1、服部雅恵議員に答弁したとおり、今年度におきましてはヒマワリを活用した大々的なイベントの開催等は予定しておりませんが、市の花を広く市民に親しまれるようPRするため、ヒマワリの種子の配布、及び市役所関係施設並びに教育施設の敷地内にヒマワリの種をまく予定でございます。その他の予定につきましては、市内小・中・高校生から応募作品によるひまわり絵画展を11月に開催を予定しております。今後は徐々にヒマワリを増やし、夏の季節には街中にヒマワリが咲き、八街市には落花生の他にヒマワリのイメージが広がることにより、民間等その他団体においても事業等が展開されることを期待するものでございます。また、市といたしましては私や職員等が使用する名刺に市の花ヒマワリのイラストを明示したり、今年度発行を予定している冊子にヒマワリの写真を掲載するなど、各部課等において事業の展開にあわせ、市の活性化につながるようPRをしてまいりたいと考えております。

次に(1) ②ですが、千葉県内においてヒマワリを市町村の花に制定しているのは、現在のところ船橋市、柏市、白子町であると認識しております。各自治体におかれましては種の配布や事業展開にあわせるなど、さまざまな形で市や町の花をPRしていると思われませんが、各自治体の状況を把握し、本市との社会環境の比較や、市の花の活用方法等について情報交換を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 1時56分)

(再開 午後 2時08分)

議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○小山栄治君

それでは自席で質問させていただきます。

明快なご答弁をいただきまして大変ありがとうございました。一時避難所に関しましては必要性を十分認識していただきまして、各地域の住民の皆さんと一緒に、意見を聞いてできるだけ早い時期に作っていただきたいと思っております。

一番最初にパブリックコメントが行われましたけれども、どのぐらいの人の意見があり、どのような内容があったのか、お聞きいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

パブリックコメントでございますけれども、4月19日から5月8日までの20日間というところで募集いたしました、47件の貴重なご意見をいただきました。どの意見に付きましても具体的で建設的なものが多くてとても参考になった、このように思っております。ありがたいことだというふうに感謝を申し上げたいと思います。私どもとしましては、これらの貴重なご意見をできる限り地域防災計画に反映して、より内容の充実した計画となるようにただいま検討を進めているところでございます。

一例ということで申し上げますと、常に市民に役立つ計画として毎年の見直し、修正が必要であるというご意見をいただきました。これにつきましては現在お示ししている計画案の中では総則編の中に計画の修正というところがあるんですが、ここでは、「本計画は災害対策基本法第42条に基づいて毎年検討を加え、必要が認められる場合は防災会議において修正を行う」ということになっております。こういう記述になっているわけですが、今ご説明申し上げましたようなご意見ももらっておりますので、この部分についてはより具体的な修正に関する記述、これが必要だというふうに考えております。具体的に申し上げますと、「修正が必要となった場合、関係機関等からの報告義務を盛り込む」というようなことで修正を加えたいなというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今これらの意見についての考え方の調整を行っているところでございまして、これらの意見に基づいて修正等を加える必要があるという場合には防災会議の方で了解を得た後に計画に反映させる、こういうことを考えているところでございます。なお、パブリックコメントでいただいたご意見への回答につきましては、ホームページの方で7月初旬に公表することを予定しております。

○小山栄治君

ありがとうございます。47名の方からいただいたということです。非常にいい意見が出されたと思いますけれども、そういう内容を十分把握して、取り入れて計画を立てていただきたいと思います。これ以外にも、これからもどんどん市民の意見を聞いて作成していただきたいと思っております。

それから地震以外でも、災害が八街市で起こり得ることが考えられます。最近ではアメリカのオクラホマで起きました竜巻被害、日本でも時々、竜巻の被害が起きていますけれども、竜巻の防災対策。もしもそういう被害が出た場合、どのような対応策を考えているのか。その辺はいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回の地域防災計画の中では特別に竜巻対策ということに関する計画、項目というのは設けておりませんが、風水害対策の1つとして、風水害対策により対応するという事になるかと思っております。

具体的に申し上げますと、竜巻注意情報が発表されたときには注意配備ということで、防災課の職員が情報の収集、それから災害に対する準備等を行うことになっております。

それから、竜巻による家屋の倒壊等によって相当の被害が発生した場合ということになる

わけですけれども、そういった場合には被災者の受入先として避難所を開設するといったことなど、これにつきましては地震が発生した場合と同様の対応をとることとなります。現在のところ、竜巻対策について個別具体的に地域防災計画に明記しておりませんが、そういった必要が生じた場合には速やかに修正していきたいというふうに考えます。

○小山栄治君

これは非常に難しいかもしれませんが、こうしたら一番安全なんだよ、地震が来たときにはこういうことをすれば命が助かるとか、できるだけ被害が最小限になるとか、そのようなもの。また、竜巻が来たときにはどうすれば命を助けることができるのか、安全にいられるのか、そういうことを市民に周知することも非常に大切なことだと思います。オクラホマでは車で逃げた人、自分で考えて車で逃げたんでしょうけれども、その人が亡くなってしまったと。どうすれば安全なのか市民に周知することも大事なことだと思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

私どもの危機意識が薄いと言われてしまえばそういうことになるかもしれませんが、竜巻についてはまだそれほど情報を持っていないということもございまして、なかなか市民の方に伝えるような情報を持っていない、手だても持ってないというところがございます。これからその辺は研究させていただきたいと思います。

○小山栄治君

いろいろと研究しているところもあると思いますので、そういうものを参考にさせていただきたいと思います。

続いてマニュアル作りの件ですけれども、マニュアル策定のときにはできるだけ、弱者と言われる一番弱い人の考え、そういうものを聞いたマニュアル作りが必要だと考えますけれども、弱者の考えを十分に聞く機会だとか計画とか、そういうものはございますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

市民の皆様のご意見を聞くというお話に関しましては先ほど市長の方からも答弁を差し上げたとおり、例えば各地区の区長さん方を通じて意見を聴取したいというふうに考えております。基本的にはそのようなことで考えております。しかしご指摘のとおり、マニュアルを作る場合に、お子さんであるとか女性であるとか高齢者、あるいは障がい者等、いわゆる弱者と言われる方の視点を取り入れるということ、これはご指摘のとおり非常に重要なことだというふうに考えております。基本的には先ほど来、申し上げているように区長さん方を通じての意見聴取、これらを行っていく中でそれらのところも含めて意見をお聞きしたいなというふうに思っているところがございますけれども、これとあわせて例えば婦人会であるとか老人会といったところの集まり、こういったところを通じて意見を聴取するといったことにつきましてもあわせて考えていきたいと思っております。

○小山栄治君

この計画というものは防災会議というようところで話し合われるということですので

も、弱者と言われるような人がメンバーの中に入っているのかどうか、私はわかりませんが、ぜひそういう人たちにも仲間に入れて、そういう人の意見が聞けるような、また、市民が出せるような環境作り、そういうものを十分していただきたいなと思います。それは要望として言っておきます。

次にマニュアル作りの点で、学校だとか中央公民館、図書館など、人が集まる場所、そういうところで災害がもしも発生した場合、一步間違えると死に至るような大事なことが考えられると思います。対応によっては死に至るような事故が起きる可能性もありますので、慎重なマニュアル作り、また、慎重な職員の対応、その辺が大事になってくると思いますけれども、その辺はどのようにお考えなのかお伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

教育関係等ございますけれども、私の方で一括してご答弁させていただきます。

災害時における対応マニュアルということで、例えば小・中学校あるいは幼稚園の方では危機管理マニュアル、これを策定しております。それから図書館の方では、簡易なものということになりますけれども地震対応マニュアル、これを整備しております。なお、これらのマニュアルがまだ整備できていないところで中央公民館とかスポーツプラザがあるんですけども、これらのところについても消防計画書というものを作成しております、これに基づいて最低でも年1回から2回の避難訓練を実施しているような状況でございます。

○小山栄治君

そういうマニュアル作りができましたら職員が十分理解して、それが実際に起こったときにできるような訓練、そういうものをぜひしていただいて、市民が犠牲にならないようなものにしていただきたいと思っております。

続いて道路、通学路について質問させていただきます。

歩道の整備は国道が51パーセント、県道が47パーセントということです。整備率が高いのか低いのかというのはよく私はわからないんですけども、県道は50パーセントをきっておりますので低いのかなと思いますけど、市としてはどのように認識しておりますか。

○建設部長（糸久博之君）

県道は47パーセントでございます。県道は車も飛ばしますし、決して数値が高いというふうには思っておりません。

○小山栄治君

歩道整備というのは大事なことですし、交通事故の防止のためにも歩道があるのとないのとでは大きな違いだと思いますので、県の方に要望し、また、国の方に要望し、できるだけ100パーセントに近い歩道整備をしていただきたいと思っております。

今回、私は歩道整備の中で八街バイパス先、県道22号線、二区から山武市に行く道路ですけれども、この道路は事故が非常に多く、危険道路と言われております。バイパスから出ますといきなり40キロ速度制限になっておりますけれども、40キロ制限になっているにもかかわらずバイパスからの速度、60キロから80キロのスピードでそのまま走っている

車が非常に多い、危険な道路でございます。住民からも非常に心配をされ、歩道整備を待ち望んでおります。

私も地元の1人ですが、地元のほとんどの人が歩道整備の同意を確認しております。できるだけ早い道路整備、歩道整備を要望しますけれども、いかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

県道の歩道につきましては現在、千葉八街横芝線と東金山田台線の2路線で実施しております。そのほかに5カ所を要望しているところでございます。ご指摘の箇所につきましては、確かに必要性を感じております。事業化にあたりましては地元区や関係者の全面的な協力が必要でございますので、地元からの協力や要望があれば、県の方に要望してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ただいま地元の同意書を取っておりますけれども、大体もう取り終わっておりますので、でき次第お届けしたいと思っておりますので、早い時期の歩道整備をお願いしたいと思っております。

続いて電柱の件ですけれども、市道が中心ですけれども、道路上の電柱がどのぐらいあるのか、わかるだけで結構ですので、お願いいたします。

○建設部長（糸久博之君）

市道に関しましては、本柱でございますけれども、約4千200本でございます。

○小山栄治君

道路上に4千200本の電柱があるということですが、これは非常に危険な状態だと思います。道路の端といっても道路上にありますので、自転車等で通学する場合にどうしても膨らんで行きます。そのときに事故が起こる可能性は十分ありますので、少しずつでも改善していただきたいなと思います。移設する場合に非常にお金がかかるということで難しいのは十分わかりますけれども、事故防止のためにもできるだけ多くしていただきたいと思いますが、4千200本の中から今回私は2点、要望させていただきます。

まず1点目は二区のダスキンの市道のところです。ダスキンの脇の道路上に電柱があります。支線もあるんですけれども、信号から入っていきなりのところです。その電柱が出ていることで、大型車が入るときには左に止まっている車が左に寄せないと通れないような状態で、非常に事故も多く起きております。その場所の移設をぜひ早目をお願いしたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

ご指摘の場所につきましては用地確保が難しい箇所だとは思いますが、最優先で、移転について協議してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

非常に危険ですので、用地確保が難しいということはあると思いますが、できるだけ早目に対策をお願いしたいと思います。

それからもう一点、標識のところですか。これも私の地元の二区のことです。これも私の地元の二区のことです。申し訳ございませんが、二区の金比羅通りから八街学園の方の市道へ出る丁字路にぶつかるところに「止まれ」の標識がありますけれども、道路が狭いところにあるにもかかわらず、道路上に「止まれ」の標識があるということで、非常に危険な場所だと思います。その辺も何とか移動なり、民地の方へ動かすなり、何かしらの対策をお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

ご指摘の箇所ですけれども、一時停止の標識ということで、県の公安委員会が一時停止の交通規制をするために設置したものだということです。私どもとしては交通規制を行う上で必要な標識だということで認識しております。できるだけ通行に支障のないように配慮されているものだというふうには考えておりますけれども、ほかに設置場所がないということで道路上に設置されているんだというふうに思います。先ほど市長の方からご答弁申し上げたように、危険であるというようなこと、交通安全上支障があるということであれば、佐倉警察署の交通課の方と協議はさせていただきたいと思います。

○小山栄治君

あの場所を車で通っていただくとわかると思いますけれども、丁字路のすぐそばに立っておりますので道が狭くて、車が1台通っていると入ってこられないような状態になっております。非常に危険な場所ですので、ぜひご検討いただきたいと思います。

続いて、通学路の問題に移らせていただきます。

通学路の危険箇所ですが、学校またPTA、行政の皆さんが一生懸命に子どもたちが安全に登校できるように努力されていることは大いに評価いたしております。評価しておりますけれども、今回2点、改善できないかお伺いしたいと思います。

まず1点目です。以前から要望が出ている箇所でございますけれども、五区の遠藤内科医院の近くの歩道整備です。歩道がその場所だけ途切れてしまって、子どもたちが通学するのに非常に危ないということで、要望がもう何年も前から出ているということです。通学路になっているため、お子さんを持っている親は毎日、子どもが無事に帰ってくるか心配だということで伺っております。その歩道整備はいかがなのか、お伺いしたいと思います。

○建設部長（糸久博之君）

五区の遠藤内科さんのところの県道の部分でございましょうか。

県の方には要望は出してあるんですけれども、まだほかの地区で合意を得ていないところがございまして、事業化の方に進んでいません。

○小山栄治君

地元で大分前から要望されているということです。子どもを持っている親は心配で、毎日そこまで子どもを迎えに行っている状態のようなので、そういう不安をなくすためにもできるだけ早く歩道整備していただければありがたいと思いますので、引き続き県の方に要望をお願いしたいと思います。

もう一点、二区地先の大正踏切の方からけやきの森にぶつかる国道409号線のところですけれども、歩道は確かにあるんですけれども、信号がないということです。そこに押しボタン式信号でも付けていただきたい。子どもたちの通学路になっているということですが、子どもたちが朝登校するときにそこを渡ることができなくて、わざわざ4つ角の方まで行って、回って、国道を横断しているというようなことです。けやきの森入り口の横断歩道に、押しボタン式でも結構ですので信号を付けてほしいという要望があります。恐らく要望書も出ていると思いますけれども、信号機設置が不可能かどうか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

ただいまご指摘の場所ですけれども、国道409号線の方からけやきの森に入るところということでご答弁させていただきますが、ここにつきましては今年2月に三区の区長さんの方から要望が出ておりまして、今年度、平成25年度の警察への要望、これは5月に行っていますが、要望の中に押しボタン式信号の設置ということで追加しております。

○小山栄治君

子どもたちが安心して通学できるように、ぜひ押しボタン式信号設置をしていただきたいということをお願いしておきます。

次に、防犯についてご質問させていただきます。

八街市では防犯パトロール隊がいろいろなところで結成されておりますけれども、まだまだ防犯パトロール隊の努力が実らず犯罪がなかなか減っていないというような状態です。各行政区ごとに防犯パトロール隊が結成できればなと思いますけれども、結成に向けたお願いだとか、新しく組織ができるような動きが現在ありましたらお願いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

防犯パトロール隊でございますけれども、私の記憶の中ではまだ15、6件しか設置されていないというふうに認識しております。確かに非常に少ない状況だというふうに思います。これにつきましては警察の方も、ぜひ防犯パトロール隊を多く作っていただいて、地域の方のご協力、連携の中で防犯活動を進めたいということでお話をいただいております。現在、警察の方が、地域に入って犯罪の状況であるとか犯罪に対する対応策、これらの話をしたいということで、今、数区の区長さんと連絡をとっているところがございますけれども、そういった中で防犯パトロール隊の結成促進、これについても説明していただくということで、できるだけ多く作っていただきたいというような取り組みは進めているところでございます。

○小山栄治君

八街全体に防犯パトロール隊が組織されて、八街から少しでも犯罪が減るように、みんなの力で、市民の力でしていただければ、八街の犯罪数が減るのではないかなと思っております。

それから、八街市役所内に青パトが現在3台設置されているということですが、今年新たに10台の青パトが入る予定だということです。青パトを活用した防犯をどのように行う計画なのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

青パトを活用した活動ということでございますが、現在の状況としては、平成20年に千葉県の流通商防犯協力会の方から寄附をいただいた軽自動車1台のほか、防災課と教育委員会の公用車2台、合計3台を青色回転灯の装着車ということで県警本部長の方から証明をいただきまして、防災課の職員による夜間パトロールであるとか、教育委員会による小・中学校の夏休み期間などを中心としたパトロール、こういったものを実施しております。具体的に今月3日からは、中央公園においていたずらが頻繁に発生しているような現状があるということで、月曜日から金曜日の夕方、7時過ぎまで中央公園、それから各中学校区を教育委員会の方でパトロールを行っているような状況でございます。

それから今後ということでございますけれども、先ほど来お話があるように、市内の犯罪件数が増加しているということでございます。各課、通常業務の中で市内を走る公用車、これにも青色回転灯を付ければ、犯罪抑止にも効果があるというふうに考えております。現在のところ佐倉警察署管内防犯組合連合会から10台の青色回転灯、これが予算措置されておりますので、これを使ってパトロールを実施していきたいということです。まだ具体的な計画というのは固まっておりませんが、そういった方向で調整を図っているというところでございます。

○小山栄治君

ぜひ青パトを活用してください。職員が市内を仕事で行く場合にもそういうものを付けていけば、多少なりとも防犯の一躍になるのではないかと思います。十分活用していただきたいと思います。

それから八街の犯罪の統計を見ますと、窃盗犯が約80パーセントを占める数になっておりますけれども、窃盗犯に非常に有効だと考えるものが防犯カメラだと思います。今年5台の防犯カメラを設置したところ、自転車泥棒の犯人を逮捕したというような話も聞いております。防犯カメラは非常に有効だと思いますけれども、今後、防犯カメラの増設は考えているのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

今ご質問のとおり、確かに防犯カメラは抑止効果も含めて非常に防犯効果があるというふうに認識しております。現在、本年度4月から運用を開始しております5台のカメラでございますけれども、これにつきましては千葉県の引ったくり対策防犯設備設置事業を活用して全額を県からの補助金で設置を行ったものでございます。現在の財政状況もございますので、私どもとしてはこのような補助事業の活用を前提として検討させていただきたい、このようなところでございます。

○小山栄治君

非常に財政が苦しいということは私もわかっておりますので、新しい防犯カメラは難しいのかもしれないけれども。

新しい試みとして新聞に載ってございましたけれども、松戸市さんは市民負担で、防犯カメ

ラを5年後には1千台を目標に付けるんだというような計画をしております。市民に負担していただいて、7年間のリースを月額2千円程度でできるんだということです。現在ほかのところでもそういう試みをして、大きな成果を上げているというような話を聞いております。松戸市の事例のように市民が負担して設置する、そういうことによって犯罪を減少させる。八街市でもぜひそういうことを取り入れてもいいんじゃないかなと思いますけれども、どのようなお考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

松戸市が予定しておりますカメラの設置ということを私どもも確認いたしました。今ご質問にあったようにカメラ1台あたりの住民負担、7年契約で月々2千円ということです。住民の方の負担は非常に軽くて済むということでございますが、設置を予定しているカメラ自体には記録機能がないということで、インターネット回線を利用して市に設置されているサーバーに送る方式をとっているということで、年間500万円程度のサーバーの維持管理費がかかっている、これについては市が負担するというふうでございます。財政状況のことばかり申し上げて申し訳ございませんけれども、そのような状況がございますので、この辺については現在のところは難しい状況であるというふうに考えております。

○小山栄治君

そういうことが難しいということならば、いいのか悪いのかわかりませんが、防犯カメラが作動中なんだというようなステッカーを作って各所に貼れば、非常に効果があるんじゃないかと思えます。そういうことを検討することも必要だと思います。

それから、高齢者のみの世帯等に設置されております緊急通報装置が現在あります。これが急病等の際に通報できる装置だということは私も認識しておりますけれども、緊急通報装置を防犯の面で、高齢者のみの世帯に例えば忍び込み犯が侵入してきたとき、命に危機感を感じたときに緊急通報装置を活用できないものかどうか、お聞きいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

緊急通報装置は全部で400世帯強に設置してあるんですけども、基本的にはおっしゃったとおり病気のとき、疾病のとき等の対策のために設置しているわけでございます。基本的には盗難等の防犯の目的ではございません。ただ、実際に侵入して来た場合は非常ボタンを押すより110番をしていただいた方がよりいいんじゃないかと。非常ボタンを押すよりは110番していただきたい、電話で110番した方がいいということで私どもは考えております。

○小山栄治君

最近の事件、物取りというのは刃物を持っていますし、命を落とされるような事件もたくさんあります。ひとり暮らしの高齢者、そういう人たちを救済するためにも、ぜひそういう通報装置のようなものができればいいのかなと思います。

現在、八街メールサービスを行っていますけれども、どのぐらいの人が利用しているのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

メールサービスでございますけど、昨年10月から開始したということで、現在では約1千件の登録件数ということになっております。

○小山栄治君

1千台ということですが、私は少ないのかなとも思います。ぜひもう少しPRして、市民に使っていただけるようなことをしていただきたいと思います。毎日のようにメールで、八街で引ったくりがあったとか、自動車窃盗があったとかというものが入ってきます。気を付ける意味でも必要なことだと思いますので、積極的にメールサービスを受けるようにPRしていただきたいと思います。

次に、活性化計画についてお伺いいたします。

これは服部議員からもありましたけれども、今回、八街市の花がヒマワリになりました。私は勘違いして、平仮名でひまわりと書くのかと思ったら、正式には片仮名でヒマワリと書くということです。平仮名のひまわりの方が親しみやすく、何か明るいようなイメージを私は受けるんですけども、なぜ片仮名のヒマワリになったのか。その辺の理由がありましたらお聞きしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

表記の方法につきましては市の花の選定をするために策定、設置いたしました選定委員会でも取り上げていただきました。漢字にするのか平仮名にするのか片仮名にするのかということでございますけれども、このとき私も委員会の方に同席させていただいて、そのときに委員さんの方からいろいろ意見が出たんです。例えば学校で教えているのは学術的に片仮名でありますというような話であるとか、平仮名にすると文章で書いたときに、その文章の中に埋まってしまうことがあるというようなこともございました。それから片仮名にする理由の1つとしては、無理に漢字を当てたりするのを避けることもあると。いろいろ見識をお持ちの方が委員の中にいらっしゃいましたので、そういった意見がございまして、そういったところから最終的には表示方法につきましては、原則的には片仮名ということで決定いただいたところでございます。

○小山栄治君

片仮名でヒマワリという由来がわかりました。ありがとうございます。

小・中学校で11月に向けて、ヒマワリの絵を描いた絵画展を計画しているというようなお話でしたけれども、小・中学生だけではなくて幼稚園だとか大人にもぜひそういうものに参加していただけたらいかと思いますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

現在、中央公民館の事業として計画しております。対象といたしましては幼稚園、小学校、中学校、高校生から募集するということになってございます。

○小山栄治君

幼稚園から高校までということで、一般はまだ入っていないということですよ。一般の

人の絵も非常にいいと思いますので、その中に入れていただいたらありがたいなと思います。

それから、ヒマワリを八街中で咲かせたらいいかなということで、商工会議所だとか行政の区長さんだとか、いろいろなところをお願いして、プランターにヒマワリの花を植えて、街中にヒマワリを咲かせたらいいのかなと思いますけれども、そういう計画はできないものでしょうか。いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど市長からご答弁差し上げたとおり、ヒマワリを活用した大々的なイベントについては現在考えていないということです。現在はヒマワリが市の花ということをご皆さんに十分知っていただきたいということで、種子の配布であるとか、公共施設に植えて親しみを持っていただくというような活動をとっているところでございます。そういう活動を続けていく中で、まずはヒマワリに親しみを持ってもらうということを行っていきたいというふうに思います。

○小山栄治君

まだヒマワリが市の花になって間もない、幾らもたっておりませんので、徐々にヒマワリを活用した街づくりを考えていただきたいと思っております。前にも述べましたけれども、耕作放棄地に例えばヒマワリを植えるとか、そういうことで美化や環境を考えられますので、そういうこともぜひ考えていただいて、ヒマワリを活用していただきたいなと考えております。

市の花ヒマワリだけではなくて、市ではキンモクセイが八街の木になっております。ヒマワリの話だけしてはキンモクセイに大変申し訳ないので、ぜひヒマワリと同じようにキンモクセイも取り入れた街づくりを。そういうものも活性化のために役立てていただきたいということをご要望して、終わりにします。

○議長（中田眞司君）

以上で誠和会、小山栄治議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、鈴木広美議員の個人質問を許します。

○鈴木広美君

誠和会の鈴木広美です。通告に従い登壇にて1回目の質問をさせていただきます。

さて、昨年12月の衆議院選挙において新しい政権が誕生いたしました。そして経済立て直しに向け、いろいろさまざまな施策を打ち出し、早くも6ヵ月が過ぎ、株価の上昇や円安が進み、一部においては効果が見られているように思われております。しかしながら、東日本大震災の被災地や福島原発の被害地などの復興はまだまだ遅れているようにも思います。また、中小企業や地域経済もいまだ厳しい状況にあるのではないかと思います。しかし、そのような中で本市では、隣町であります、本年4月に酒々井インターチェンジや酒々井アウトレットモールが開通、開業をいたしました。さまざまな問題もあるかとは思いますが、本市の地域経済や雇用を上げていくための計画、施策を考え、行動し取り組み、安心・安全・活力ある八街市にすべきではないでしょうか。

そこで酒々井インターチェンジ、アウトレットモールが開通、開業し、まだ2ヵ月不足ではありますが、本市にどのような変化が見られているのか、幾つか質問をさせていただきます。

質問事項1、安心・安全な街づくり。

要旨（1）八街駅より酒々井アウトレットモールへのバス運行について。

①現在の利用状況について伺います。

②本数の増便等の考えがあるのかをお伺いいたします。

要旨（2）酒々井アウトレットモールが開業になり、市内の渋滞状況について。

①国道409号線と住野十字路付近の状況についてお伺いいたします。

また、緩和対応策で具体的なものがあるのかお伺いいたします。

続きまして、質問事項2、活力ある街づくりです。

要旨（1）八街駅周辺の活性化について。

①北側の土地利用について、対策は何かあるのかお伺いします。

②南側の空き店舗の動きはどのようになっているのか、お伺いいたします。

③現在の商店街の動きに変化があるのかお伺いいたします。③なんですけれども、商店街の動きというのにもう一つ含めると、アウトレットモールが開業する前と後等も含めて変化があるのか、伺いたいと思います。

④住野地先の商業地的な動きや話があるのかをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。明快なる答弁を期待しておりますので、よろしくお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問15、誠和会、鈴木広美議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1、安心・安全な街づくりについて答弁いたします。

（1）①、②につきましては関連しておりますので、一括して答弁いたします。

4月19日の酒々井プレミアムアウトレットのオープンに合わせて、4月20日から土曜、日曜、祭日のみの運行となりますが、千葉交通株式会社による八街から酒々井プレミアムアウトレットまでの路線バスの運行が始まりました。この路線バスの利用状況でございますが、4月は5日間運行しまして往復で146人、1日平均29.2人でありました。5月は10日間運行しまして往復で267人、1日平均26.7人でありました。また、4月から5月までの1便あたりの平均では6.9人であり、アウトレットへの集客を見込んだ休日の運行でございますが、乗車率が高いとは言えない状況であります。本路線は千葉交通株式会社が試験的に運行しているものであります。このままの状況では今後の継続運行にあたって課題があるものと考えられます。

市としましては、広報やちまた4月1日号や市ホームページで市民の皆様へ周知を図り、JR総武本線八街以遠の自治体に対し、アウトレット行き路線バスの運行開始についてお知らせしたところでございます。今後も利用者が増え、路線が維持されることを期待し、広報

やちまたや市ホームページ、区の回覧などを活用して、利用促進に向けた啓発に協力をしてまいりたいと考えております。

また、本数の増便の考えについてのご質問でございますが、運行主体である千葉交通株式会社に確認したところ、この路線バスにつきましては、現在、余裕のあるバス車両を活用して運行しているものであり、さらに増便となりますと新たに車両を購入する必要が生じ、経費がかかり過ぎることから、これ以上の増便の考えはないとの回答でありました。

次に（２）①、②につきましては関連しておりますので一括して答弁いたします。

個人質問８、古場正春議員の質問でもお答えいたしました。酒々井アウトレットのオープン当初の予想来場車数は、運営会社の試算では１日あたりの駐車台数をトップピーク時に約１万７千５００台と見込んでおりました。実際は４月２１日の日曜日に１万９千４百台を記録し、予想以上の来場車数であったと伺っております。

運営会社による交通状況の調査、分析によりますと、国道２９６号線の墨入口交差点からの流出入車が最も多く、交差点入口の国道５１号線上本佐倉交差点付近の約１．３キロメートルで渋滞が発生し、国道２９６号線では印旛合同庁舎付近まで渋滞が発生したことがわかっております。また、酒々井インターチェンジからは約１万２千台の出入車がありましたが、特に渋滞は発生しておりません。

住野交差点付近では、国道４０９号線から酒々井方面は順調に流れておりました。これに対し、国道を南方向へ右折する車両による渋滞が発生しておりましたが、この原因がアウトレットモール開業によるものかどうかの分析はなされておられません。しかし、住野交差点付近はアウトレット開業に関わらず、慢性的な渋滞が起きております。主な原因は右折レーンがないことによる右折渋滞であると考えております。このことから市といたしましては管理者である千葉県に対し、毎年交差点改良の要望をしているところであり、今後も継続した要望を行い、早期実現をお願いしてまいります。なお、交差点改良事業を推進するため、地権者等との事前交渉など、市が協力できることは積極的に行う考えでございます。

次に質問事項２、活力ある街づくりについて答弁いたします。

（１）①ですが、個人質問４、林政男議員に答弁したとおり、北側の土地利用対策につきましては、多目的に利用できるよう、八街商工会議所と出店団体が主体となり、毎月第２日曜日に、日曜市の開催を本年度より実施する計画をしております。また、区域の土地活用に向けて、企業誘致を図るためリーフレットを作成し、千葉県企業立地課などの関係機関に配布し、広く紹介をかけたところでございます。なお商業核施設につきましては個人所有地であることから、市といたしましては側面から市の発展、活性化に向けて支援してまいりたいと考えております。

次に②、③は関連しておりますので一括して答弁いたします。

八街駅南側の空き店舗の状況につきましては八街商工会議所、八街駅南口商店街振興組合などに確認した中では、現在のところ酒々井プレミアムアウトレットの開業によります影響はないとのお声をいただいております。本市といたしましても同様であると考えております。

なお、近年の八街駅南側の空き店舗を活用して新たに店舗を開業した状況を申し上げますと、旧すずこ跡地にトウズ八街店、駅前の空き店舗には、八街産小麦を使用したうどん店などの飲食店等が8店舗オープンしたほか、八街商工会議所1階のテナントスペースには2店舗が新たに店を出すなど、空き店舗活用への動きが出てきております。

市といたしましては今後も引き続き、八街商工会議所及び八街駅南口商店街振興組合等と連携し、八街推奨の店ぼっち、ブランみなみ及びギャラリー悠友を支援するのとあわせて、新たな空き店舗対策に関する調査、研究してまいりたいと考えております。

次に④ですが、ご質問の住野地先の商業地的な動きにつきましては、大規模企業の計画は今のところございませんが、住野十字路から酒々井プレミアムアウトレットへ向かう県道沿いにおいてコンビニエンスストアの建設計画があり、この敷地内で住野地区の地元農家が提供する野菜の直売所の話聞いております。この直売所ができますと、酒々井プレミアムアウトレットにお越しいただいた方々に本市の新鮮な野菜がPRできるものと期待しております。

なお先日、林政男議員に答弁いたしましたように、酒々井プレミアムアウトレット開業に伴い、新たに雇用された人数は1千人を超えていると聞いており、その中でも八街市在住の方々が多く採用され雇用の拡大に繋がっているものと捉えており、今後も酒々井インターチェンジの開通及び酒々井プレミアムアウトレットの開業に伴う本市への影響につきましては注視してまいりたいと考えております。

○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 3時06分）

（再開 午後 3時19分）

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○鈴木広美君

答弁ありがとうございます。昨日、一昨日と、今回の私の通告した質問が他の議員と重なってしまって非常に苦しい再質問になってしまったんですが、よろしく願いいたします。

まずバス運行に関してなんですけれども、今回4月20日より土曜、日曜、祝日、祭日のバス運行が始まったということです。確かに4月1日の広報やちまたの方を見ましたら、路線バスができますと。昨年、議会で私が直通バスの件に関してお話ししたときはなかったお話が少しだけ前進したのかなということで、これも皆さんのご努力だったのかなという気持ちもするんですが。

ただ、広報やちまたに載ったのはいいんですけれども、八街駅、榎戸駅という名前が入ってはいたんですが、何時にバスが出ているのか。あるいは路線バスということなので各停留所があるはずなんですけれども、そういった細かい運行表的なものが載っていなかったんで

すよ。多分市民の方はバスが運行していること自体まだ把握されている方が非常に少ないというお話も大分入ってきているんですけれども。バスの運行表、時刻等を含めた、そういったものをもう一度、夏休み前に広報やちまた等に載せて、明確に皆さんに周知していただけるような方法がとれるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

千葉交通株式会社が運行しております酒々井アウトレットモール行きのバスの周知ということですが、今のスケジュールで行きますと7月15日以降の広報やちまたに掲載して周知を図る予定でおります。広報につきましては紙面の都合もありますので、どのぐらいのスペースがとれるかで中身が決まってくるということになります。できるだけ詳しいお知らせをしていきたいなというふうに思います。それからホームページの方では広報より詳しい内容を掲載できると思いますので、そちらの方についても掲載を考えていきたいなというふうに思います。それから、区への回覧というのも考えております。この中では時刻とか運行ルート、それからバス停なども載せる予定でございます。

○鈴木広美君

ありがとうございます。早目に、市民の皆さんに一日も早く周知していただけるように。

あともう一つ、八街駅の構内に掲示板等があるんですけれども、そういうところの掲示ですとか、あるいは今の既存の商店街ぼっちを含めて、時刻表、運行表、そういったものをポスター的に掲示したりするお考えはあるかどうか、お聞きします。

○総務部長（浅羽芳明君）

駅の自由通路には現在ふれあいバスのコース図とか時刻表を掲示してございますので、これと同様に掲示したいというふうに考えております。それから、ぼっちの方にもふれあいバスのコース図であるとか時刻表を置かせていただいておりますので、ここについてもお願いしていきたいなと思っております。

○鈴木広美君

前向きな周知のお考えがあるということです。

先ほど市長答弁にもありましたけれども、非常にまだ利用客が少ない。ましてや今はテスト段階であるということなんですけれども、せっかく土曜、日曜、祭日に動くようになったわけですから、増便に関しては非常に難しい部分もあるんですけれども、まずこれを土曜、日曜、祭日に固定できるように、皆さんに周知していただいて乗客が増えれば、千葉交通株式会社さんの方ももう少し時間的なもので本数を増やしていくような、発展的で前向きな交渉をお願いしたいと思います。

次に南側の空き店舗に関してなんですけれども、先ほど八街のうどん店並びにトウズ含めて8店舗、また、商工会議所の1階の方にもテナントが入ったということです。これはアウトレットモールとはあまり関連がないというお話ではあったんですけれども。

先ほど、アウトレットモールの開業にあたり約1千人の雇用がこの近隣で行われたというお話の中で、林政男議員の方からも先だってお話がありましたけれども、もう少し具体的に、

八街市の雇用はどのぐらいあるのか、もしそういったものがわかればちょっと教えていただきたいんですけども。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回、アウトレットモールの関係では1千332人の方が雇用されております。市町村別の内訳で申し上げますと、八街市が16.8パーセントで224人。それから佐倉市が13.5パーセントで180人。それから酒々井町が11.7パーセントで156人。成田市が11.3パーセントで150人。富里市が8パーセントで107人。あと38.7パーセント、515人の方がそのほかの市町村ということで、近隣市の中では八街市が一番多く採用されたという結果でございます。

○鈴木広美君

このように大きな企業に来ていただいて、特に近隣であります八街が酒々井町を抑えてトップになったということは非常にありがたいことです。雇用が生まれて、安定するということは家庭経済の基本であると思いますので、こういったいい方向を保って、またどんどん雇用が生まれるような形を考えていただきたいと思います。

続きまして、先ほど、昨日、一昨日とお話ございましたけれども、毎月第2日曜日に開催される日曜市の件です。日曜市は予定では9月頃というふうに伺っていますけれども、何時から開催して何時ぐらいまで、今は何店舗ぐらい予定しているのか。ちょっと細かい部分になってしまうんですけども、そういった内容が決まっていれば教えていただきたいんですが。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回、9月の補正予算を提出させていただきましたが、これが通りまして整地作業に入ります。予定どおりに行きますと9月8日の第2日曜日から実施したいということで、現在、出店組合の方では考えております。出店に際しましては13事業所の方に参加していただけるということでございます。それから時間等につきましては午前9時から午後4時までを予定しております。細部にわたりましては出店者組合の中で、どのような形でやっていくのかということについて協議している段階だというふうに聞いております。

○鈴木広美君

こういった新しいものも企画されているということで、北側のあいているスペースが有効利用されていくということは非常にいいことだと思いますし、これが月に1回ではなくて毎週できるような方向性でとり行われれば非常にありがたいなというふうに思います。

最後の質問になってしまうんですけども、日曜市の場所は多分、公共核施設用地を利用した場所であると思うんですが、場所が空白になっていて、実際は草が生えている部分があると思うんですが、日曜市等、あるいは別の利用のお考えはあるんですか。お聞きします。

○経済環境部長（中村治幸君）

日曜市に関しましては、以前、暫定ロータリーで使っていたところで催しを行い、その北側を整地しましてお客様の駐車場として使いたいと。

暫定ロータリーの駅側に今言われたように草が生えている用地が残ります。ここにつきましては出店者組合の方で、9月の第1日曜日ということで、先ほど来からいろいろご質問が出ておりますように、市の花のヒマワリを植えて、開催時に華やかになるように、というようになことを現在考えていただいております。

○鈴木広美君

市の花ヒマワリということで、ましてや日曜市開催に当ててということですから。かなりあそこはスペースがあると思うんですが、どのぐらいの平米数にヒマワリを植えられるのか、教えていただけますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

ヒマワリを植える場所につきましては大体450平方メートル、それから暫定ロータリーで市を行う場所が1千70平米、お客様用の駐車場として1千200平米程度を市の関係で使用したいというふうに考えております。

○鈴木広美君

9月頃、日曜市開催にあたり、あそこがヒマワリで埋め尽くされる。また、あそこだと電車の中からもヒマワリが多分見られるのではないかなど。非常に景観もよくなるんじゃないかなと思うんですが、ヒマワリだけでなく、財源確保ができるような土地活用ということを将来的には考えていただきたいなど。最初のバス利用の件も含めてなんですけれども、バス利用で乗客が増えて、駅の利用客が増えれば日曜市も盛んになり、月1回のものが2回、3回と、定期的なものになるように、合同でできるような形がもしとれば駅周辺に活気が出ていくと思いますので、ぜひ1つ、担当課同士で協力して、地域を巻き込んだ形で活力ある街づくりをしていただきたいと強く要望しまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（中田眞司君）

以上で誠和会、鈴木広美議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、長谷川健介議員の個人質問を許します。

○長谷川健介君

誠和会の長谷川健介です。通告に従いまして質問させていただきます。

消防団の充実についてでございます。

まず1点目、消防団の団員の現状について。

①団員の年齢と定員割れの状況について。

今年度は29名が市消防団に入団されましたが、依然として団員の高齢化や定員割れの状況が続いています。現在、各分団の平均年齢はどれくらいか、また、定員割れをしている分団はどれくらいあるのか伺います。

②市職員の消防団への加入状況について伺います。

先ほど話した状況で、団員の確保が非常に厳しい中で、地域の防災力を維持するために、地域に住む市職員の皆様方におかれましては積極的に消防団へ加入されていることと思っておりますが、現在、消防団員として活動されている職員は何名いるのか伺います。

(2) 消防操法大会について。

①出場分団について。

今年市の消防操法大会の年ですが、現在、出場可能な分団はどれくらいあるのか。また、支部大会についてですが、本来出場するはずの分団が辞退したとのことですが、どのような理由でこのような事態となったのか伺います。

(3) 自衛消防組織について。

①市役所内に自衛消防団を設置することについて。

近年、自衛消防団を設置している民間企業等が増えている中で、消防団員経験者が数多くおられる八街市役所においても自衛消防団を設置する考えはないか伺います。

以上で登壇しましての質問を終了いたします。明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問16、誠和会、長谷川健介議員の質問に答弁いたします。

質問事項1、消防団の充実について答弁いたします。

(1) ①、②につきましては関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本市の消防団の団員数につきましては、定員595人に対しまして、平成25年4月1日現在で実員数452人をもって、日夜、地域防災活動に努めているところでございます。今年度は、市職員3名を含む29名の新入団者がございましたが、実員数については年々右肩下がり傾向が続いており、この傾向といたしましては自営業者数の減少や勤務体系の多様化による就業構造の変化、少子高齢化等によるものなどが考えられます。このようなことから各分団とも団員確保には苦慮しているところであり、定員割れの分団については、1個分団を除き24個分団が欠員となっている状況でございます。また、平均年齢につきましては、団員確保が難しいこともあり、長く消防団に在籍している団員や、区の役員の方々が入団し消防活動を行っている分団もありますが、消防団全体の平均年齢は36.5歳となっております。

なお、市職員の消防団への加入状況につきましては、新入団者を含め15名在籍しており、実員数の3.3パーセントとなっております。

次に(2)①ですが、本市の消防操法大会につきましては隔年で実施しており、今年度は開催の年であり、9月に市消防操法大会を予定しております。開催にあたりましては小型ポンプの部14個分団、自動車ポンプの部10個分団で消防操法を競うこととなっておりますが、前回の平成23年度に開催した際には、大会に参加する操法要員の確保等の理由から小型ポンプの部で4個分団が大会に参加できない状況でありました。今年度の市消防操法大会につきましては、8月の分団長会議の議題として9月に開催する大会の内容等の検討をさせていただくこととなっておりますので、現段階におきましては全分団に参加していただく方向で考えております。

支部操法大会の出場隊につきましては、毎年度開催となっておりますので小型ポンプの部、自動車ポンプの部ともに、市の消防操法大会の優勝分団が翌年に、また、準優勝分団が2年

後の支部操法大会に出場することとなっております。今年度は6月30日に本市スポーツプラザを会場として支部操法大会が開催されますが、自動車ポンプの部で出場予定であった一昨年の準優勝の分団が出場するための操法要員や訓練をする際の人員確保が難しい等の理由から、消防団本部とも協議してまいりましたが、やむを得ず出場を辞退することとなりましたので、第3位の分団が出場することとなっております。

次に(3)①ですが、自衛消防組織は、消防法において一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている自衛の消防組織とされており、また、危険物の規制に関する政令において自衛消防組織を置かなければならない施設を規定しておりますが、本市役所においては、この規定に該当する施設とはなっておりません。また、この自衛消防組織につきましては事業所ごとに整備されるものであり、本市で例えますと消防団と同等な装備を整え、いつ発生するかわからない災害に備えるものでございます。本市の場合、消防法等に定めるこのような自衛消防組織を設置しておりませんが、八街市役所消防計画の中で市役所内の火災、震災及びその他の災害による被害の極限防止と利用者等の安全を確保することを目的として自衛消防組織を編成しており、装備的には十分とは言えませんが、総務部長を自衛消防隊長とし、指揮班、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班等の担当や自衛消防活動の任務内容等を明記し、災害等に備えております。本市役所では、この消防計画をもとに防災訓練を毎年実施しているところであり、市役所内における災害に対して初期消火の訓練や来客者の避難、誘導等の訓練を実施しており、また、職員の中には現役の消防団や消防団OBもおりますので、災害等に対し十分に対応できるものと考えております。このようなことから自衛消防団の設置につきましては難しいものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○長谷川健介君

それでは自席にて幾つか質問させていただきます。

まず最初に、現在の定員数についてですけれども、1個分団を除いて24個分団で欠員となっているというような状況です。そういった中で消防活動等に支障の方はないのか、また、火災が発生した場合、現在サラリーマンの団員が非常に多いわけで、平日は地元にいない団員が多いと思うんですけれども、火災において団員の出場状況等はどのような感じか、伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、消防活動ということで、平成25年度が2ヵ月経過したところでございますけれども、火災の状況それから消防団の出動の状況からまずお話ししたいと思います。

今年度に発生した火災につきましては建物火災が3件、林野火災が1件、車輛火災が1件、その他火災6件ということで、11件でございます。そのうち消防団へ出動要請のありました火災は9件ということでございまして、そのうち建物火災につきましては平均で出場分団が10個分団で、分団員は68名。それから林野火災につきましては9個分団で42名。その他火災につきましては9個分団で47名ということになっております。

分団の火災時の活動につきましては長谷川議員も十分ご承知だというふうに思いますけれ

ども、火災元で放水したり、あるいは放水する水量を確保するために消防水利から中継を行う。あるいは鎮火後には使用した防火水槽へ補水作業を行うというようなことを行っております。火災時のそれぞれの役割、本部等からの指示によって被害を最小限に食い止めるようにこれらの活動をしているわけでございますけれども、火災の規模等にもよりますが、私どもとしては人数的には十分対応できていると判断しております。

○長谷川健介君

出動要請の方はトータル9件あって、素早い時間での現着もでき、対応の方も十分できているということで、現状人数においてもそう負担がかかっていないというか、活動できるというような状況ということがわかりました。

今後消防団を維持するのが難しいというような地域の分団もあるという話を聞いたんですけども、現状は活動できているんですが、この先、近い将来において活動が厳しいというようなことを話されている分団というのは現在あるのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに現在、先ほど市長が答弁申し上げたとおり、24個分団で欠員となっているというような状況でございます。消防団の方でも団員の確保には大変苦慮されているというようなことが現状でございます。現在、私どもの方に直接、今お話にあったように消防活動ができなくなるというようなお話をいただいているんですけども、各分団ともやはり団員確保については悩みを持って、不安を抱えているんだろうなということは十分に推察できるところでございます。過去におきましては、こういった状況だということで分団から相談があったようなこともございます。その際には地元の区の役員さんであるとか消防団、それから消防団の本部、それから私ども市の職員も交えまして、基本的に自分たちの地域は自分たちで守っていくんだということ、そのために消防団は必要なんだというようなこと、この辺のことをお話し合いいただきまして、結果的には区のご協力等もあって現在も存続していただいているというような状況でございます。

いずれにしても、私どもとしても地域防災のかなめでございます消防団、これについては存続していただきたいと考えておりますので、今後そういったご相談等があれば今までと同様に、本部等にもご協力いただきながら、区の役員さん等も交えてお話し合いをしていきたいということを考えております。あわせて、広報であるとかホームページであるとかで消防団のPRを図って、団員確保につなげていきたいというふうに考えております。

○長谷川健介君

今お話しいただきましたけど、団員確保というのは年々厳しくなっています。また、仮に消防団ということをお話ししても、実際どんな活動内容なんだとか、はっきりしたことや詳しいことがわからない市民の方が多いと思うんです。市民の方々にも周知していただけるように、今部長さんの方からお話がありましたように、広報とかホームページ等、あらゆる宣伝をしていただき、市民の方に発信していただきたいというように感じます。

それから、団員確保が難しい状況で、退団できずに長く在籍されている団員がいます。最

近は区の役員の方たち等で何とか活動している状況の中で、今後また消防団の活性化、そういったことに向けて、市の方としまして何かお考え等がありますか。伺いたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど来お話ししておりますように消防団の団員確保が難しいという中でありますけれども、先ほど出動状況をご説明申し上げましたが、火災への出動あるいは連結送水などの基本訓練であるとか定期点検、これらを行っていただいております。そのほか、区のいろんな行事にも消防団に参加していただきまして、非常に活発な活動をしていただいているというふうに思っておりますけれども、なかなか若い団員の方が入ってこない、入団が少ないという分団もございますので、若い方たちを勧誘できて、加入が進められれば、今以上に活性化していくんだらうと思います。

そこで団員確保ということになるわけですが、先ほども私の方から申し上げたとおり、議員さんもお話しになりましたが、消防活動のPRというのも市の広報あるいはホームページで進めていくということとあわせて、例えば機庫の建て替えであるとか、これも財政状況がございますけれども、あるいは消防事務所の更新であるとか、こういったことを通しての環境の整備、そういったことも進めながら団員の確保につなげていければというふうに思っているところでございます。

○長谷川健介君

私の考えですと、やっぱりこれから団員が増えるというような状況は非常に難しいと思います。今後、これだけの人数で分団を維持していくような形の中で、少ない中で、分団同士の連携というのが重要になってくると思うんです。地域が隣接しているような分団同士の結束力を今後深めていくことが必要じゃないかと思うんですが、例えば消防水利等にしましても、地元の消防水利はわかる。でも隣に仮に行ったときにどこにあるかわからない。そういうことがないように合同で、共通認識を持つような感じで消防水利点検を行うとか、そういったことを進めていっていただけるように、今後、市や消防団本部の方でも進めていただきたいというようなことを感じますが、その辺はどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

おっしゃるとおりでございます、火災現場におきましては近隣の消防団と連携をして消火活動等に当たっていただくということです。私の聞いたところによりますと、今お話があったように、消防水利の点検などについては合同で行っているというような事例もあるようでございます。確かに今おっしゃられたようなことは重要ですので、私どもの方から消防団あるいは消防団本部の方にもお伝えしておきたいというふうに思います。

○長谷川健介君

そういったこともよろしくお願いします。

また、先ほどもありましたけど、連結送水の訓練のように実戦に役立つ訓練等も今後充実していただければと思います。

それでは次に、消防団への市職員の加入状況ということです。現在は15名の方が加入さ

れているということですが、これは以前と比較して、人数的にはどういう推移なんですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

市長答弁のとおり、現在、消防団に入団している市の職員は15名ということです。ここ数年、退団とか新規入団はあるんですが、ほぼ15名程度の職員が在団、在籍しているような状況でございます。今年度におきましては3名の職員が新たに入団しているというような状況でございます。

○長谷川健介君

ここ数年はこの程度で推移されていて、今年度も3名の方が入団されたということですが、団員確保が難しい状況ですし、火災発生時に地元にいる団員でなければ出動できないようなこともあります。今後も職員の皆様には、入団の話があった際には積極的に入団していただきたいなと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

このことにつきましては私どもも、例えば年度当初に文書をもって職員に周知を図るようなことについては行っていきたいというふうに思っております。

○長谷川健介君

今後も積極的に入団の方をお願いしたいと思います。

次に消防操法大会の方についてなんですけれども、前回の大会では小型ポンプの部で4個分団が辞退されたわけですが、今回の大会においては、先ほどの市長答弁では全文団出動という話ですけど、辞退するというような話をされている分団というのはあるのか、伺っているのかお聞きします。

○総務部長（浅羽芳明君）

現段階では市の消防操法大会への参加を辞退する旨の連絡は入っておりません。

○長谷川健介君

現時点では辞退される分団はいないという話ですが、現状の分団員の構成を先ほどから伺うと、今回の支部大会を辞退した分団があったように、要員がいなかったりか手伝いがない中で今後も出場できない分団が増えてくるようなことも予想されるんですけれども、そのような中で今後大会についてはどのようにされるのか。

○総務部長（浅羽芳明君）

消防操法でございますけれども、消火活動を行う上での基本動作だと理解しているところでございます。実際の火災現場においてもこの動作ができないと消防活動にも支障を来すということも考えられるところでございます。消防操法は訓練の1つでございますけれども、消防操法大会でも特に市の大会ということになりますと、訓練の成果を市民の方々であるとか区の役員であるとか関係者等に、災害に対して迅速な活動ができるようなことを披露いたしまして、皆さんに安心・安全を与えられる、伝えられる場であるというふうに考えております。それに加えて、団員の勧誘ということも踏まえて、消防団の必要性をアピールして、

そういうところを通じて団員確保につながるといったこともありますので、私どもとしてはこのような大会は継続していきたい、させていきたいというふうに考えております。

○長谷川健介君

今後大会の方は続けていくということなんですけど、出場分団が毎年毎年減っていくということになると、出場する選手もモチベーションがなかなか上がっていかないんじゃないかなというような気がするので、その辺のことを今後またいろいろ考えていただきたいなと思います。

今お話にもありましたけど、消防操法は市民の方に練習の成果を披露したり、活動を知ってもらうために必要だという点ですが、今回は6月、今月に支部大会が、地元開催というか市内で開催されるわけです。市民にPR等は何かしているか、伺えますでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回の支部大会につきましては今お話のとおり私どもの市、本市が会場になるということでございます。当日は各市、町の方から出場分団、それから応援する分団等が多数来場して会場周辺が非常に混雑して、混むんだろうということが予想されますので、会場の周辺につきましては大会当日の混雑に対するご理解をいただくというようなことで回覧で周知させていただいております。逆に言いますと、一般の方にはお知らせしていないというような状況ではございますが、今お話ししたように会場が非常に混雑するというので、一般の方が来場するには一定の制約が生じてしまうということもあるんですけども、先ほども申し上げたとおり、消防団の活動をPRする上では非常にいい機会であるというふうに考えておりますので、時間がなくて広報による掲載というのは無理がありますので、ホームページの方で大会の開催をする旨の掲載を行って周知を図っていきたいと思っております。

○長谷川健介君

今お話しされたように周辺が大変込み合うということもあるかもしれませんが、ふれあいバスも運行しているわけですから、そういったものを利用していただくようなことにも触れていただいて。見に来ていただければ、支部大会ですから各地区の代表が来ているのでレベルも高いと思いますし。小学生や中学生の方たちにも消防団というものを知っていただくためにも、見学のお知らせ等をお願いできればなと感じます。

その辺はどうでしょうか。小・中学生に連絡するというのは。

○総務部長（浅羽芳明君）

市の大会については一般の市民の方に多く来ていただいて、ごらんになっていただくということも十分あるわけですが、支部大会ということになりますと各市、町からたくさんの方が来て混雑することになりますから、駐車場の関係であるとかで難しい部分がありますので、そういうこともあって今まで広報等してこなかったという経緯もあります。しかしながら先ほども申し上げたとおり、消防活動をPRするいい機会でありますので、ホームページへの掲載は検討させていただきたいと思っております。

○長谷川健介君

今大会は非常に厳しいということですが、9月にも市の大会がありますので、こちらの方に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

それから自衛消防組織についてですが、先ほど総務部長を隊長として編成されているということでしたが、もうちょっと詳しく内容等を教えていただけますでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど市長答弁で申しあげました市役所の消防計画の中での自衛消防組織ということですが、この編成内容につきまして、消防計画に記載されている内容についてご説明申し上げます。

まず指揮班、それから通報連絡班というのがあるんですが、これは財政課の方で担当することになっております。役割分担につきましては指揮本部の設置、消防機関等への通報、消防隊への情報提供あるいは非常放送設備を利用した緊急放送等を行うというものでございます。それから初期消火班、これは防災課が担当いたします。屋内の消火栓や消火器を活用して延焼の拡大防止のための初期消火活動を行うというものでございます。避難誘導班は総務課、それから社会福祉課が担当ということになっておりまして、利用者の避難誘導あるとか建物内部の人命探索と救助、それから利用者のパニック防止に努めるというようなものでございます。それから防護安全班ということで、各課の長が担当いたしまして重要文献の非常持ち出しであるとか飛び火の警戒、現状の報告を行うというものでございます。応急救護班、これは健康管理課が担当ということになっておりまして、火災や避難時にけがをした方々の応急救護や救急隊への協力を行うというものでございます。このような形で消防計画の中で定めております。

○長谷川健介君

ありがとうございました。

あともう一点、防災訓練を毎年実施しているということですが、防災訓練の実施状況というのは伺えますでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これも市長答弁で差し上げたところですが、ただいま申し上げた消防計画をもとに防災訓練を実施しているということですが、役割につきましても今申し上げたような編成の役割に従って訓練を実施しているということですが、

市役所につきましては消防法施行令の特定防火対象物に該当していないということで、避難訓練の実施は定められていないところですが、毎年1回、避難訓練を実施しているということですが、実績を申し上げますと平成23年度では225名、それから平成24年度、昨年度は256名の職員が参加して実施しております。なお今年度も実施を予定しておるところでございます。

○長谷川健介君

職員の約半数ほどが訓練に参加されているということですが、市役所以外の施設においてはどのような実績、防災訓練の実施状況なのか伺えますでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

教育施設や福祉施設があるわけでございますけれども、私の方でまとめて、把握しているところでご答弁させていただきます。

まず小・中学校でございますが、先ほども答弁申し上げましたけれども危機管理マニュアルを整備しております。ここで対象になっているものは授業中の事故であるとか交通事故、校外行事による事故、あるいは火災、地震等の非常変災及び不審者の対応ということでマニュアルが整備されております。それから幼稚園につきましても危機管理マニュアルが整備されておまして、毎月、避難訓練が実施されております。それから図書館ですが、図書館は簡易な地震対応マニュアルを整備しております。そのほか、消防署に提出している消防計画書を作成して、年1回の避難訓練を実施しております。つくし園につきましても、消防署に提出しております消防計画書を作成して、年8回の防火訓練を実施しております。中央公民館につきましても消防計画書を作成して、年2回の避難訓練を実施しております。スポーツプラザにつきましても、同様に年2回の避難訓練を実施しております。それから保育園につきましても、毎月の避難訓練を実施しております。

私の方で把握しておるのはそういったところです。

○長谷川健介君

ありがとうございます。各施設においても避難訓練等を行っておられるということでした。災害が発生した際には訓練の成果を発揮していただき、市民の方の安全確保に努めていただくことをお願いいたします。

また、今後、大規模な地震、また、現在は異常気象が非常に多いですけれども、こういった中で想定外の災害等が予想されていますので、災害対策室のような専門的なチームを設置して対応していただけるような方向で今後進めていただければ、さらに市民の安心・安全にもつながっていくと思いますので、ぜひ検討していただくことを要望しまして、私の質問を終わります。

議長（中田眞司君）

以上で、誠和会、長谷川健介議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第3、休会の件を議題とします。

6月8日から10日の3日間は、休日及び議案調査のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

6月8日から10日の3日間は休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月11日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議会だより掲載用の写真撮影を行いますので、上着着用の上、自席にてしばらくお待ちください。

長時間ご苦勞さまでした。

(散会 午後 4時10分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第9号

提案理由の説明

2. 一般質問

3. 休会の件

.....
議案第9号 八街市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について